

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年12月
(第2回訂正分)

株式会社ミダック

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年12月13日に東海財務局長に提出し、平成29年12月14日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成29年11月17日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年12月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集182,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し199,800株（引受人の買取引受による売出し150,000株・オーバーアロットメントによる売出し49,800株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年12月12日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、**33,200株を**、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2【募集の方法】

平成29年12月12日に決定された引受価額（1,196円）にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,300円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「104,650,000」を「108,836,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「104,650,000」を「108,836,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,300」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,196」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3. 」を「598」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4. 」を「1株につき1,300」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,200円～1,300円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,300円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,196円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,300円）と会社法上の払込金額（1,020円）及び平成29年12月12日に決定された引受価額（1,196円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は598円（増加する資本準備金の額の総額108,836,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,196円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
(略)

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成29年12月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,196円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき104円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成29年12月12日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「209,300,000」を「217,672,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「203,300,000」を「211,672,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる

引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額211,672千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限59,560千円については、平成30年3月期における廃棄物処分事業の富士宮事業所の修繕費に50,000千円、平成31年3月期における廃棄物処分事業の本社事業所の水処理設備に42,320千円、富士宮事業所の焼却破碎設備に77,900千円、修繕費に33,152千円及び収集運搬事業の収集運搬車両に67,860千円充当する予定であります。修繕に関しては、設備の予防保全、故障防止及び耐用年数増加のためのものであり、設備投資に関しては、既存施設の更新及び設備新設であり事業基盤の保持及び拡大のために必要不可欠なものであります。

なお、上記資金については、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年12月12日に決定された引受価額(1,196円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,300円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「187,500,000」を「195,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「187,500,000」を「195,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を**勘案した結果**、オーバーアロットメントによる売出しを**行います**。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定(注)1. (注)2.」を「1,300」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定(注)2.」を「1,196」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき1,300」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により**決定いたしました**。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により**決定いたしました**。

3. **引受人である岡三証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います**。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき104円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成29年12月12日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「62,250,000」を「64,740,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「62,250,000」を「64,740,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、岡三証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注 1.）」を「1,300」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注 1.）」を「1株につき1,300」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成29年12月12日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である熊谷裕之（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式49,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 49,800株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,020円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 29,780,400円（1株につき金598円）</u> <u>増加する資本準備金の額 29,780,400円（1株につき金598円）</u>
(4)	払込期日	平成30年1月22日（月）

(注) 割当価格は、平成29年12月12日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(1,196円)と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成30年6月19日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、33,200株を上限として、平成29年12月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 33,200株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成29年12月12日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,300円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄外注記の訂正>

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月17日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年12月
(第1回訂正分)

株式会社ミダック

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年12月4日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成29年11月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集182,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年12月1日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し199,800株（引受人の買取引受による売出し150,000株・オーバーアロットメントによる売出し49,800株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、33,200株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成29年11月17日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式49,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2【募集の方法】

平成29年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年12月1日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,020円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「193,375,000」を「185,640,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「193,375,000」を「185,640,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（1,200円～1,300円）の平均価格（1,250円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は227,500,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,020」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、1,200円以上1,300円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
①希少性、収益性が高い最終処分場を保有し運営していることを含め、廃棄物処理一貫体制の充実により、高い競争力を有していること
②零細企業が多い業界のなかで、コンプライアンス体制が確立されており、他社との差別化が図られていること
③多額の設備を保有し、また今後の成長のためにはM&Aや設備投資が必要となり、負債比率が高くなること
以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,200円から1,300円の範囲が妥当であると判断いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,020円）及び平成29年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,020円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「岡三証券株式会社149,000、SMB C日興証券株式会社13,200、株式会社SBI証券13,200、マネックス証券株式会社3,300、安藤証券株式会社3,300」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成29年12月12日）に元引受契約を締結する予定であります。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- （注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,200円～1,300円）の平均価格（1,250円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額203,300千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限57,270千円については、平成30年3月期における廃棄物処分事業の富士宮事業所の修繕費に50,000千円、平成31年3月期における廃棄物処分事業の本社事業所の水処理設備に42,320千円、富士宮事業所の焼却破碎設備に77,900千円、修繕費に22,490千円及び収集運搬事業の収集運搬車両に67,860千円充当する予定であります。修繕に関しては、設備の予防保全、故障防止及び耐用年数増加のためのものであり、設備投資に関しては、既存施設の更新及び設備新設であり事業基盤の保持及び拡大のために必要不可欠なものであります。

なお、上記資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件(1,200円~1,300円)の平均価格(1,250円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件(1,200円~1,300円)の平均価格(1,250円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である熊谷裕之(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式49,800株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 49,800株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,020円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成30年1月22日(月)

(注) 割当価格は、平成29年12月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除
(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成30年6月19日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ミダック従業員持株会（理事長 砂山 伸治） 浜松市東区有玉南町2163
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、33,200株を上限として、平成29年12月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（平成29年12月12日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社フォンスアセットマネジメント	浜松市中区板屋町2	1,050,000	33.95	1,050,000	32.06
熊谷 勝弘	浜松市東区	736,000	23.80	586,000	17.89
ミダック従業員持株会	浜松市東区有玉南町2163	211,500	6.84	244,700	7.47
熊谷 裕之	浜松市中区	194,500	6.29	194,500	5.94
高橋 由起子	浜松市中区	190,000	6.14	190,000	5.80
矢板橋 一志	浜松市中区	182,500	5.90	182,500	5.57
名古屋中小企業投資育成株式会社	名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	75,000	2.42	75,000	2.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	75,000	2.42	75,000	2.29
株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町1丁目10	65,000	2.10	65,000	1.98
浜松信用金庫	浜松市中区元城町114-8	50,000	1.62	50,000	1.53
計	二	2,829,500	91.48	2,712,700	82.83

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月17日現在のものであります。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月17日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（33,200株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成29年11月



株式会社 ミダック

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式193,375千円（見込額）の募集及び株式187,500千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式62,250千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年11月17日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ミダック

浜松市東区有玉南町2163番地

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

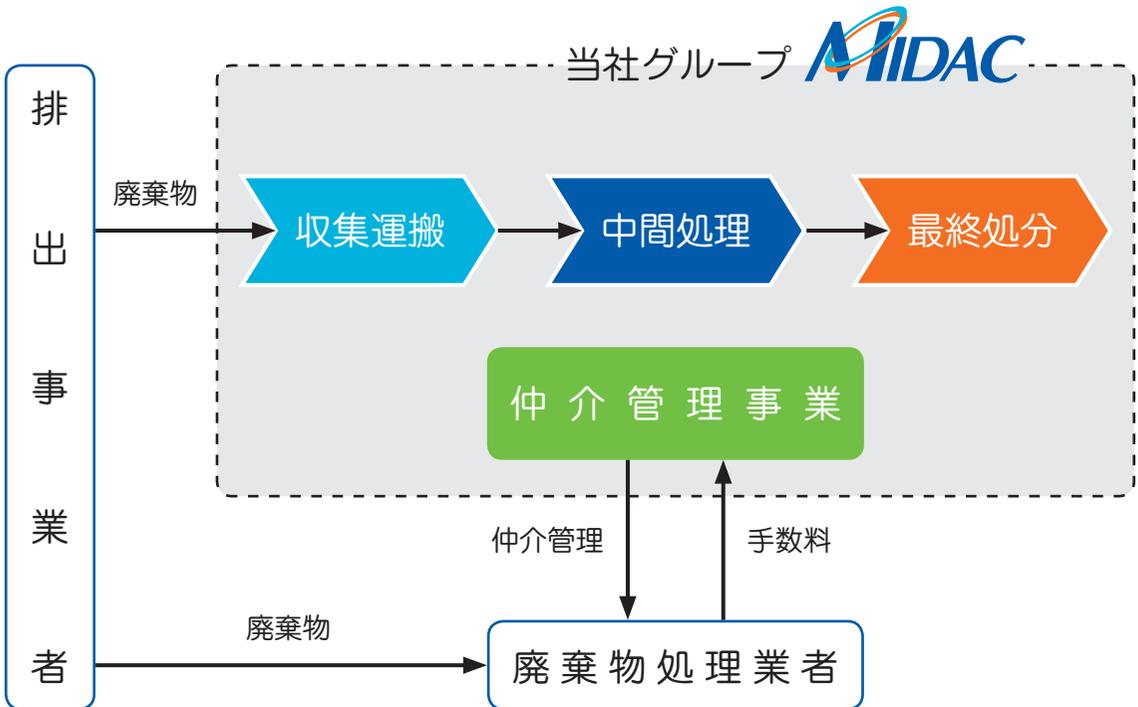
1 当社グループ

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

主な事業の内容は以下のとおりであります。当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。

- (1) 廃棄物処分事業としては、自社施設による廃棄物処理サービスを行っております。
- (2) 収集運搬事業としては、廃棄物の収集運搬サービスを行っております。
- (3) 仲介管理事業としては、処理業者への排出事業者紹介サービスを行っております。

なお、当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注) [] は事業範囲を表しています。

2 事業の内容

1 廃棄物処分事業

① 廃棄物の中間処理

収集運搬

中間処理

最終処分

排出事業者から排出された廃棄物を処理施設において中間処理する業務であり、最終処分に先立って脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行います。

当社グループでは、多種の廃棄物を中間処理できる施設を保有しており、一般的な汚泥・廃液だけではなく、有害物質を多く含んだ廃棄物や、引火性、腐食性の廃棄物の処理にも対応できるよう、「特別管理産業廃棄物処理業」の事業許可を取得しております。また、焼却処理に関しては、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に加え、一般廃棄物の許可も取得しており、地方自治体から処理を委託されることもあります。

現在、当社グループが所有している中間処理の処理業の許可のうち、優良産廃処理業者認定制度（注）に基づき優良認定を受けている地域は、浜松市、豊橋市であります。

廃棄物の搬入時には受入検査、計量を行い、処理後残渣は必要に応じて性状分析を行い、最終処分場やリサイクル施設へ搬出いたします。

（注）優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令指定都市が審査して認定する制度です。

<㈱ミダック 本社事業所>

汚泥、廃液の中間処理施設 （活性汚泥、凝集沈殿、脱水、中和、天日乾燥、油水分離）	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。
---	--



施設近景



機械脱水



凝集沈殿処理制御装置

<㈱ミダック 呉松事業所>

固形廃棄物の中間処理施設 （破碎）	固形廃棄物を細かく砕き、容積を減量することによって、埋立処分量の減量及び次処理の工数削減をします。
----------------------	---



施設遠景



施設近景



破碎前処理

<㈱ミダック 豊橋事業所>

汚泥等の中間処理施設 （選別・混練）	泥状廃棄物のリサイクルを容易にするため、異物を取り除き、水や薬剤を加えて混合し、性状調整を行います。また、有害物質を含む廃棄物に関しては薬剤を加えて無害化し、最終処分を行えるようにします。
廃棄商品等の中間処理 （破碎・選別）	不良品等の廃棄商品について、破碎することにより容器と内容物を分離し、それぞれについてリサイクルが容易にできるようにします。



施設近景



混練機



破碎機

<㈱ミダック 富士宮事業所>

各種廃棄物の焼却施設 (焼却、シアン熱分解)	固形物から廃液まで各種廃棄物を焼却し、減量化、無害化します。
汚泥、廃液の中間処理施設 (凝集沈殿、脱水、中和、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。



施設全景



ガス冷却室



中央制御室

<㈱ミダック 関事業所>

汚泥、廃液の中間処理施設 (凝集沈殿、脱水、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。
--------------------------------	--



施設近景



受入タンク



処理制御装置

<㈱三晃>

汚泥等の中間処理施設 (コンクリート固化)	泥状廃棄物について、リサイクルを容易にしたり、最終処分を行えるようにしたりするため、薬剤とセメントを加えて混合し、性状調整を行います。
--------------------------	---



施設近景



コンクリート固化

② 廃棄物の最終処分

収集運搬

中間処理

最終処分

リサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てます。

最終処分場は、廃棄物処理法によって遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場の3つに分類され、それぞれの処分場において埋立処分できる産業廃棄物と最終処分場の構造基準・維持管理基準が定められています。

当社グループが所有するのは、安定型最終処分場及び管理型最終処分場であり、また、現在、当社グループが所有している最終処分の処分業の許可については、優良産廃処理業者認定制度に基づき優良認定を受けております。

当社グループにおける処理施設は以下のとおりとなっております。

なお、㈱ミダック呉松事業所の最終処分場につきましては、埋立能力に相当する埋立が完了したことから、行政への終了届を平成29年6月27日に提出しております。

<㈱ミダック 呉松事業所>

固形廃棄物の最終処分場 (管理型最終処分場)	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物13種類（石綿含有産業廃棄物含む）と特別管理産業廃棄物である廃石綿等を埋め立てます。
---------------------------	---

<㈱ミダックはまな 遠州クリーンセンター>

固形廃棄物の最終処分場 (管理型最終処分場)	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物12種類（石綿含有産業廃棄物含む）を埋め立てます。
---------------------------	--



施設全景



埋立作業風景



排水処理施設

<㈱ミダックはまな 浜名湖クリーンセンター>

固形廃棄物の最終処分場 (安定型最終処分場)	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物2種類（石綿含有産業廃棄物含む）を埋め立てます。
---------------------------	---



施設全景



埋立作業風景



施設入口・トラックスケール

2 収集運搬事業 → 収集運搬 → 中間処理 → 最終処分

収集運搬車両



脱着式コンテナ車



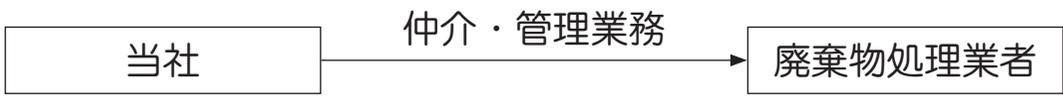
タンクローリー車



パッカー車

廃棄物の種類、量、性状、荷姿等の諸条件や、回収現場、周辺の交通環境の制約に合わせた車両で収集運搬業務を行います。

3 仲介管理事業



廃棄物処理業者向けに、当社グループの営業員が廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うというサービスを行っております。

当社グループと協力関係にある廃棄物処理業者に対して、その業者が求める廃棄物（排出事業者）を紹介するとともに、当該廃棄物処理業者と排出事業者の取引における事務手続等の代行も併せて行っております。

3 グループ事業拠点

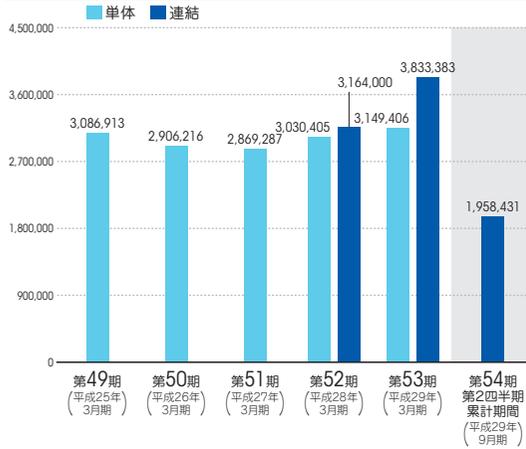
(2017年10月31日現在)

主要営業エリア
 事業所
 営業所
 子会社



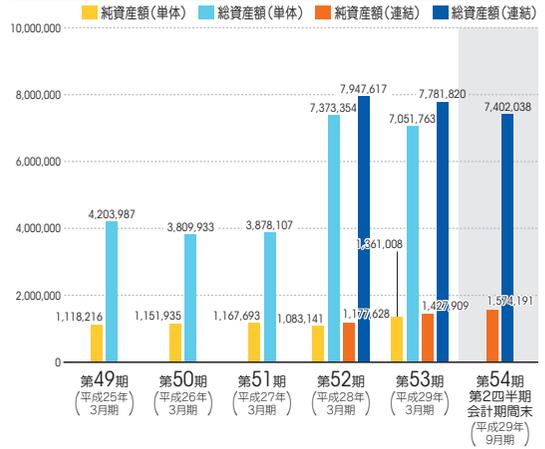
売上高

(単位：千円)



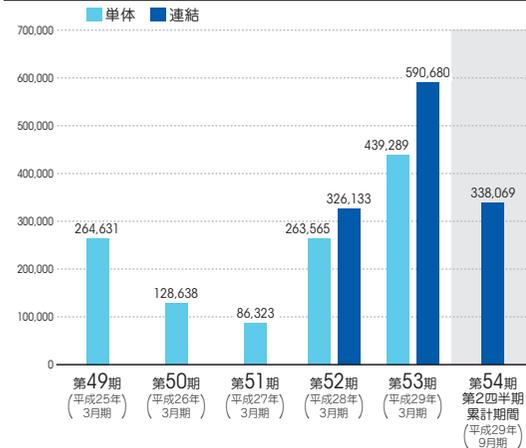
純資産額／総資産額

(単位：千円)



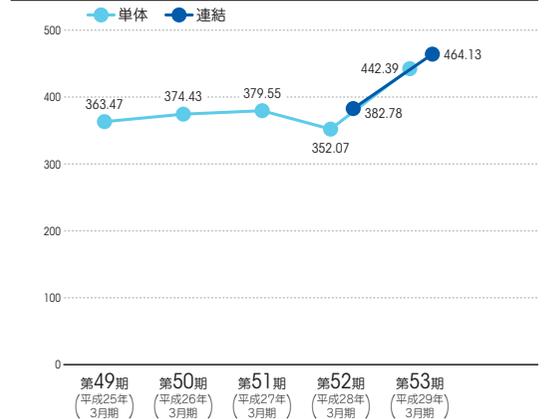
経常利益

(単位：千円)

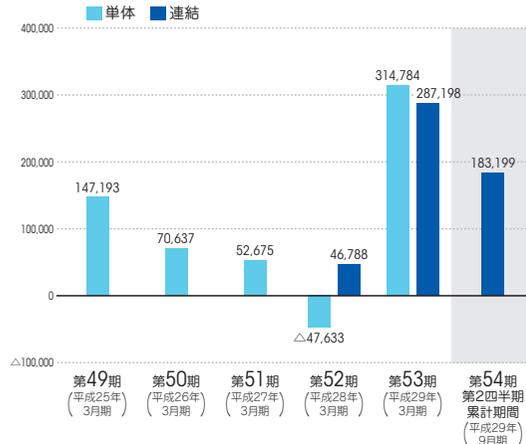


1株当たり純資産額

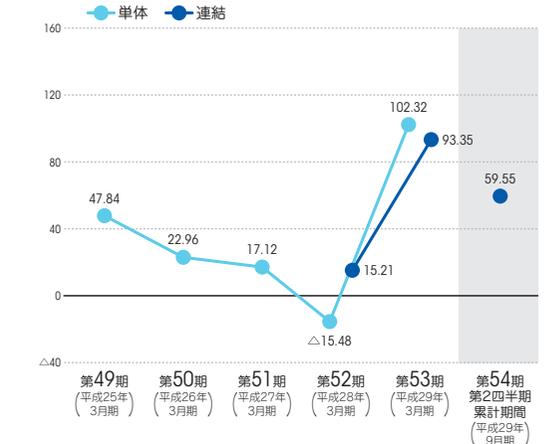
(単位：円)

親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益
／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)

1株当たり当期(四半期)純利益金額
又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位：円)



(注) 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期 第2四半期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成29年9月
(1) 連結経営指標等						
売上高				3,164,000	3,833,383	1,958,431
経常利益				326,133	590,680	338,069
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				46,788	287,198	183,199
包括利益又は四半期包括利益				46,788	287,198	183,199
純資産額				1,177,628	1,427,909	1,574,191
総資産額				7,947,617	7,781,820	7,402,038
1株当たり純資産額 (円)				382.78	464.13	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				15.21	93.35	59.55
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				14.8	18.3	21.3
自己資本利益率 (%)				4.0	22.0	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				354,189	1,057,955	330,333
投資活動によるキャッシュ・フロー				△3,196,099	△268,663	△135,973
財務活動によるキャッシュ・フロー				3,363,541	△555,302	△381,230
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				1,241,514	1,475,504	1,288,633
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				184 (24)	187 (24)	— (—)
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	3,086,913	2,906,216	2,869,287	3,030,405	3,149,406	
経常利益	264,631	128,638	86,323	263,565	439,289	
当期純利益又は当期純損失(△)	147,193	70,637	52,675	△47,633	314,784	
資本金	273,640	273,640	273,640	273,640	273,640	
発行済株式総数 (株)	6,153	6,153	6,153	6,153	6,153	
純資産額	1,118,216	1,151,935	1,167,693	1,083,141	1,361,008	
総資産額	4,203,987	3,809,933	3,878,107	7,373,354	7,051,763	
1株当たり純資産額 (円)	181,735.11	187,215.25	189,776.22	352.07	442.39	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	6,000 (—)	6,000 (—)	6,000 (—)	6,000 (—)	6,000 (—)	
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	23,922.16	11,480.14	8,560.97	△15.48	102.32	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	26.6	30.2	30.1	14.7	19.3	
自己資本利益率 (%)	13.8	6.2	4.5	—	25.8	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	25.1	52.3	70.1	—	11.7	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	158 (36)	173 (22)	172 (21)	167 (23)	170 (23)	

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は、第52期より連結財務諸表を作成しております。
 3. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行いました。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、第52期(単体)は1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第49期、第50期、第51期、第52期(連結)、第53期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 6. 第52期及び第53期の連結財務諸表については、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
 なお、第54期第2四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
 7. 第54期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第54期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第54期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
 8. 第52期(単体)の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 9. 第52期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
 10. 第49期、第50期、第51期、第52期及び第53期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。
 なお、第52期及び第53期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第49期、第50期及び第51期の財務諸表については監査を受けておりません。
 11. 当社は、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。
 そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「[上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)]の作成上の注意について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第49期、第50期及び第51期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	363.47	374.43	379.55	352.07	442.39
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	47.84	22.96	17.12	△15.48	102.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	12 (—)	12 (—)	12 (—)	12 (—)	12 (—)

12. 第52期(単体)における当期純損失の計上は、減損損失217百万円の計上によるものであります。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	13
2. 沿革	16
3. 事業の内容	18
4. 関係会社の状況	21
5. 従業員の状況	22
第2 事業の状況	23
1. 業績等の概要	23
2. 生産、受注及び販売の状況	24
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	26
4. 事業等のリスク	27
5. 経営上の重要な契約等	30
6. 研究開発活動	30
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
第3 設備の状況	34
1. 設備投資等の概要	34
2. 主要な設備の状況	34
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	40
4. 株価の推移	40
5. 役員の状況	41
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	43

第5	経理の状況	49
1.	連結財務諸表等	50
(1)	連結財務諸表	50
(2)	その他	90
2.	財務諸表等	91
(1)	財務諸表	91
(2)	主な資産及び負債の内容	103
(3)	その他	103
第6	提出会社の株式事務の概要	104
第7	提出会社の参考情報	105
1.	提出会社の親会社等の情報	105
2.	その他の参考情報	105
第四部	株式公開情報	106
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	106
第2	第三者割当等の概況	108
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	108
2.	取得者の概況	108
3.	取得者の株式等の移動状況	108
第3	株主の状況	109
	[監査報告書]	111

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年11月17日
【会社名】	株式会社ミダック
【英訳名】	MIDAC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢板橋 一志
【本店の所在の場所】	浜松市東区有玉南町2163番地
【電話番号】	(053) 471-9361 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 高田 廣明
【最寄りの連絡場所】	浜松市中区上島2丁目23-15
【電話番号】	(053) 471-9283
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 高田 廣明
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 193,375,000 円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 187,500,000 円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 62,250,000 円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	182,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成29年11月17日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成29年12月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、33,200株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、平成29年11月17日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式49,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成29年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年12月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	182,000	193,375,000	104,650,000
計（総発行株式）	182,000	193,375,000	104,650,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,250円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は227,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年12月14日(木) 至 平成29年12月19日(火)	未定 (注) 4.	平成29年12月21日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年12月1日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年12月1日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年11月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年12月22日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年12月5日から平成29年12月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 浜松支店	静岡県浜松市中区伝馬町311番地の14

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年12月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号		
計	—	182,000	—

- (注) 1. 平成29年12月1日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年12月12日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
209,300,000	6,000,000	203,300,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,250円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額203,300千円及び「1 新規発行株式」の（注）5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限57,270千円については、平成30年3月期における廃棄物処分事業の富士宮事業所の修繕費に50,000千円、平成31年3月期における廃棄物処分事業の本社事業所の水処理設備に42,320千円、富士宮事業所の焼却破碎設備に77,900千円、修繕費に22,490千円及び収集運搬事業の収集運搬車両に67,860千円充当する予定であります。修繕に関しては、設備の予防保全、故障防止及び耐用年数増加のためのものであり、設備投資に関しては、既存施設の更新及び設備新設であり事業基盤の保持及び拡大のために必要不可欠なものであります。

なお、上記資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	150,000	187,500,000	静岡県浜松市東区 熊谷勝弘 150,000株
計(総売出株式)	—	150,000	187,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,250円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 12月14日(木) 至 平成29年 12月19日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店及び全国各 支店	東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年12月12日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	49,800	62,250,000	東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社 49,800株
計(総売出株式)	—	49,800	62,250,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、岡三証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年11月17日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式49,800株の第三者割当増資の決議を行っております。また、岡三証券株式会社は、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,250円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 12月14日(木) 至 平成29年 12月19日(火)	100	未定 (注) 1.	岡三証券株式 会社及びその 委託販売先金 融商品取引業 者の本店及び 全国各支店	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は発行されません。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

4. 岡三証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 名古屋証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、岡三証券株式会社を主幹事会社として、名古屋証券取引所への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である熊谷裕之（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式49,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 49,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年1月22日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年12月1日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年12月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年12月22日から平成30年1月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受けによる株式売出しに関連して、貸株人である熊谷裕之及び、売出人である熊谷勝弘、当社株主である株式会社フォンスアセットマネジメント、高橋由起子、矢板橋一志、武田康保、加藤恵子、高田廣明、鈴木清彦、井上正弘、鈴木隆、山口晃生、越智雅彦、砂山伸治及び木村清子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年6月19日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受けによる株式売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社静岡銀行、浜松信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、りそなキャピタル株式会社、日本アジア投資株式会社及び静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年3月21日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる株式売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う名古屋証券取引所における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年11月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

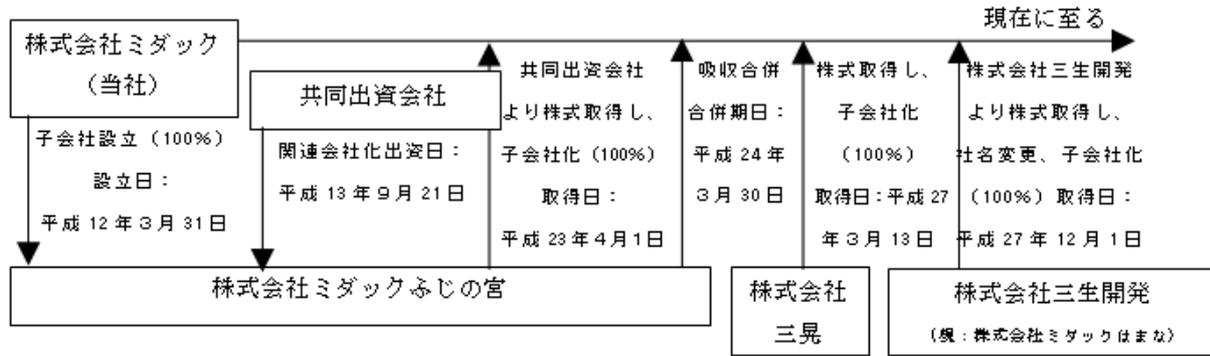
第1【企業の概況】

(はじめに)

当社（株式会社ミダック）は、平成23年4月に共同出資会社より株式会社ミダックふじの宮の株式を取得し、完全子会社としました。さらに平成24年3月には、子会社である株式会社ミダックふじの宮を間接部門のコスト削減等を目的として吸収合併しました。

また、廃棄物処分事業の拡大を目的として、平成27年3月に株式会社三晃を、そして平成27年12月に株式会社三生開発（現：株式会社ミダックはまな）を子会社化しました。

当社の上記の沿革を図示いたしますと、次のようになります。



1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第52期	第53期
決算年月		平成28年 3 月	平成29年 3 月
売上高	(千円)	3,164,000	3,833,383
経常利益	(千円)	326,133	590,680
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	46,788	287,198
包括利益	(千円)	46,788	287,198
純資産額	(千円)	1,177,628	1,427,909
総資産額	(千円)	7,947,617	7,781,820
1株当たり純資産額	(円)	382.78	464.13
1株当たり当期純利益金額	(円)	15.21	93.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	14.8	18.3
自己資本利益率	(%)	4.0	22.0
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	354,189	1,057,955
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△3,196,099	△268,663
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	3,363,541	△555,302
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,241,514	1,475,504
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	184 (24)	187 (24)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、第52期より連結財務諸表を作成しております。

3. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行いました。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 第52期及び第53期の連結財務諸表については、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
売上高 (千円)	3,086,913	2,906,216	2,869,287	3,030,405	3,149,406
経常利益 (千円)	264,631	128,638	86,323	263,565	439,289
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	147,193	70,637	52,675	△47,633	314,784
資本金 (千円)	273,640	273,640	273,640	273,640	273,640
発行済株式総数 (株)	6,153	6,153	6,153	6,153	6,153
純資産額 (千円)	1,118,216	1,151,935	1,167,693	1,083,141	1,361,008
総資産額 (千円)	4,203,987	3,809,933	3,878,107	7,373,354	7,051,763
1株当たり純資産額 (円)	181,735.11	187,215.25	189,776.22	352.07	442.39
1株当たり配当額 (円)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	23,922.16	11,480.14	8,560.97	△15.48	102.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	26.6	30.2	30.1	14.7	19.3
自己資本利益率 (%)	13.8	6.2	4.5	-	25.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	25.1	52.3	70.1	-	11.7
従業員数 (人)	158	173	172	167	170
(外、平均臨時雇用者数)	(36)	(22)	(21)	(23)	(23)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行いました。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第52期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第49期、第50期、第51期、第53期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 第52期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 第52期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 第49期、第50期、第51期、第52期及び第53期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。
なお、第52期及び第53期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第49期、第50期及び第51期の財務諸表については監査を受けておりません。
- 第52期における当期純損失の計上は、減損損失217百万円の計上によるものであります。
- 当社は、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。
そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(I部)』の作成上の注意について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第49期、第50期及び第51期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
1株当たり純資産額 (円)	363.47	374.43	379.55	352.07	442.39
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円) (△)	47.84	22.96	17.12	△15.48	102.32
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	12 (—)	12 (—)	12 (—)	12 (—)	12 (—)

2 【沿革】

当社は、昭和27年静岡県浜松市において、一般廃棄物取扱業務を行うことを目的として、現在の株式会社ミダックの前身である「小島清掃社」を創業いたしました。

その後、昭和39年に社会的信用の向上を図ることを目的として小島清掃株式会社を設立、産業廃棄物の収集運搬業務、処分業務も行うことで事業拡大を図り、平成8年に商号を「株式会社ミダック」に変更いたしました。

これまでの経緯は、次のとおりであります。

昭和27年4月 浜松市にて小島清掃社を創業、同月に浜松市清掃課認可により一般廃棄物取扱業務を行う

昭和35年4月 静岡県浜名郡可美村（現浜松市）より一般廃棄物の収集・運搬、処分の委託を受ける

昭和39年7月 社会的信用の向上を図ることを目的として小島清掃社を法人化し、小島清掃株式会社を設立

昭和47年9月 静岡県の許可を得て、収集・運搬、最終処分業務を行う

昭和61年5月 浜松市に廃液処理施設を新設

昭和63年4月 浜松市より産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を取得、同市に管理型最終処分場を新設

平成4年10月 本社工場内に活性汚泥処理施設を増設

平成5年10月 本社工場内に主に感染性廃棄物の処理を行う乾留施設を新設

平成8年7月 株式会社ミダックへ商号変更

平成9年3月 本社工場内に特定有害産業廃棄物処理施設を増設

平成9年5月 静岡県富士宮市に富士宮事業所（中間処理施設）を開設

平成10年1月 浜松市に100%子会社として有限会社ミダック分析センターを設立

平成10年4月 株式会社ミダックが静岡県磐田郡福田町（現磐田市）に福田事業所（焼却処理施設）を開設

平成12年3月 株式会社ミダックが静岡県富士宮市に株式会社ミダックふじの宮を設立

平成13年9月 共同出資会社と共同出資事業に関する基本契約を締結し、株式会社ミダックふじの宮に共同出資会社が50%出資

平成13年12月 株式会社ミダックが本社にてISO14001の認証取得

株式会社ミダックが愛知県豊橋市に豊橋事業所（汚泥処理施設）を開設

平成14年4月 株式会社ミダックが東京都世田谷区に東京営業所を開設

平成14年12月 株式会社ミダックふじの宮が一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設を開設

平成15年8月 株式会社ミダックが産業廃棄物の中間処理（選別・混練・破碎・選別）を目的とし、愛知県豊橋市に100%子会社として株式会社ニーズを設立

平成15年10月 株式会社ミダックが豊橋事業所の営業を株式会社ニーズに譲渡

平成15年11月 株式会社ミダックが産業廃棄物のリサイクル（路盤材の製造）を目的とし、愛知県豊橋市に100%子会社として株式会社創積を設立

平成16年4月 株式会社ミダックが浜松市に100%子会社として株式会社ミダックライナーを設立

平成16年6月 株式会社ミダックが株式会社ミダックライナーに一般廃棄物収集運搬事業を譲渡

平成16年7月 株式会社ミダックが浜松市に株式会社ミダックホールディングスを純粋持株会社として設立、株式会社ミダック及びグループ各社を子会社とする持株会社体制へ移行

平成16年8月 株式会社ミダック福田事業所の操業を休止

平成16年10月 株式会社創積が、愛知県豊橋市に産業廃棄物リサイクル施設を開設

株式会社ミダックホールディングスが、アイ・クリーン刈谷株式会社を名古屋市に設立（出資比率75.0%）

平成17年1月 株式会社ミダックの東京営業所を川崎市に移転

平成17年4月 株式会社ミダックホールディングスが浜松市に100%子会社として有限会社サン・ミダックを設立し、株式会社ミダックのアグリ事業を移管

平成17年7月 株式会社ミダックが名古屋市に名古屋営業所を開設

- 平成18年3月 株式会社ミダックが株式会社ニーズ、株式会社創積、アイ・クリーン刈谷株式会社、有限会社ミダック分析センターを吸収合併
株式会社ミダックライナーが有限会社サン・ミダックを吸収合併
- 平成19年8月 株式会社ミダックが福田事業所を廃止
- 平成22年4月 株式会社ミダックが株式会社ミダックホールディングス、株式会社ミダックライナーを吸収合併
- 平成23年4月 株式会社ミダックふじの宮を株式会社ミダックが完全子会社化
- 平成24年3月 株式会社ミダックが株式会社ミダックふじの宮を吸収合併
- 平成25年1月 株式会社ミダックが岐阜県関市に関事業所を開設
- 平成27年3月 株式会社ミダックが株式会社三晃（現・連結子会社）を完全子会社化
- 平成27年12月 株式会社ミダックが株式会社三生開発（現・連結子会社 株式会社ミダックはまな）を完全子会社化
- 平成29年6月 呉松事業所の最終処分場については、埋立能力に相当する埋立が完了したことから、行政への終了届を提出

3 【事業の内容】

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえのない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理に関するソリューション事業を手掛けております。

当社グループ（当社及び当社の完全子会社）は、当社及び連結子会社2社で構成されております。

セグメントは、(1)廃棄物処理事業（当社と株式会社三晃及び株式会社ミダックはまな）(2)収集運搬事業（当社）(3)仲介管理事業（当社）の3つとしており、これは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

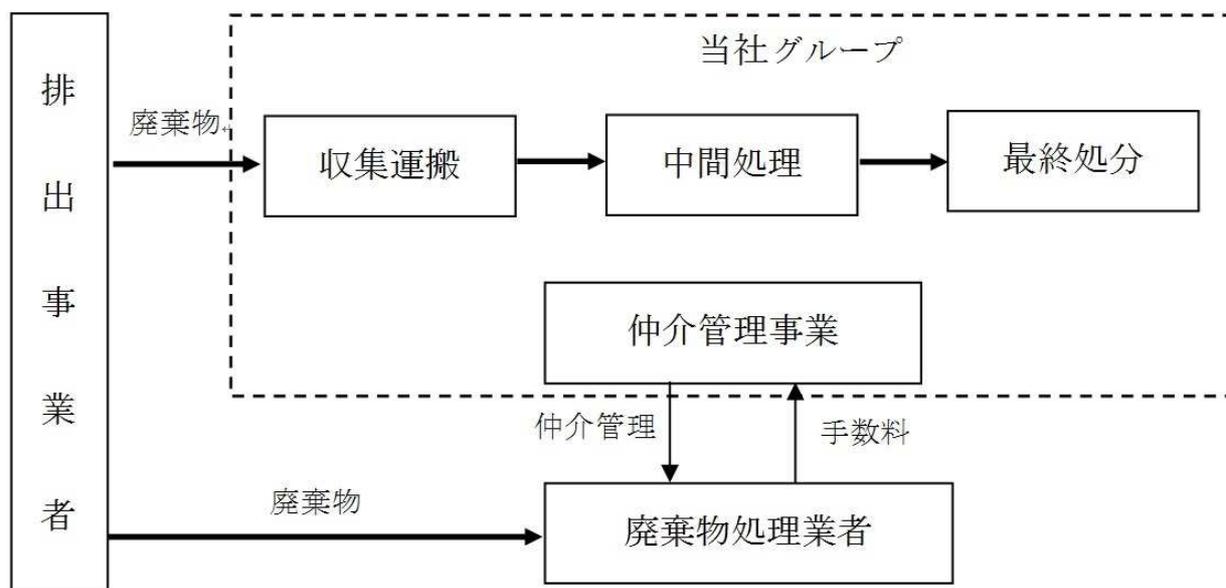
主な事業の内容は以下のとおりであります。当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。

(1) 廃棄物処理事業としては、自社施設による廃棄物処理サービスを行っております。

(2) 収集運搬事業としては、廃棄物の収集運搬サービスを行っております。

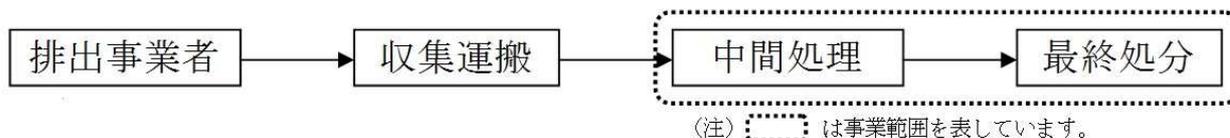
(3) 仲介管理事業としては、処理業者への排出事業者紹介サービスを行っております。

なお、当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注) 〰〰〰は事業範囲を表しています。

(1) 廃棄物処理事業



① 廃棄物の中間処理

排出事業者から排出された廃棄物を処理施設において中間処理する業務であり、最終処分に先立って脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行います。

当社グループでは、多種の廃棄物を中間処理できる施設を保有しており、一般的な汚泥・廃液だけではなく、有害物質を多く含んだ廃棄物や、引火性、腐食性の廃棄物の処理にも対応できるよう、「特別管理産業廃棄物処理事業」の事業許可を取得しております。また、焼却処理に関しては、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に加え、一般廃棄物の許可も取得しており、地方自治体から処理を委託されることもあります。

現在、当社グループが所有している中間処理の処理業の許可のうち、優良産廃処理業者認定制度（注）に基づき優良認定を受けている地域は、浜松市、豊橋市であります。

廃棄物の搬入時には受入検査、計量を行い、処理後残さは必要に応じて性状分析を行い、最終処分場やリサイクル施設へ搬出いたします。

当社グループにおける処理施設は以下のとおりとなっております。

<㈱ミダック 本社事業所>

汚泥、廃液の中間処理施設 (活性汚泥、凝集沈殿、脱水、中和、天日乾燥、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。
---	--

<㈱ミダック 呉松事業所>

固形廃棄物の中間処理施設 (破碎)	固形廃棄物を細かく砕き、容積を減量することによって、埋立処分量の減量及び次処理の工数削減をします。
----------------------	---

<㈱ミダック 豊橋事業所>

汚泥等の中間処理施設 (選別・混練)	泥状廃棄物のリサイクルを容易にするため、異物を取り除き、水や薬剤を加えて混合し、性状調整を行います。また、有害物質を含む廃棄物に関しては薬剤を加えて無害化し、最終処分を行えるようにします。
廃棄商品等の中間処理 (破碎・選別)	不良品等の廃棄商品について、破碎することにより容器と内容物を分離し、それぞれについてリサイクルが容易にできるようにします。

<㈱ミダック 富士宮事業所>

各種廃棄物の焼却施設 (焼却、シアン熱分解)	固形物から廃液まで各種廃棄物を焼却し、減量化、無害化します。
汚泥、廃液の中間処理施設 (凝集沈殿、脱水、中和、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。

<㈱ミダック 関事業所>

汚泥、廃液の中間処理施設 (凝集沈殿、脱水、油水分離)	廃液中の油分を分離し、また、薬剤処理・生物処理により汚濁物質や有害物質を汚泥として取り除き、上澄み液を放流します。汚泥は脱水し、埋立やリサイクル処理を行います。
--------------------------------	--

<㈱三晃>

汚泥等の中間処理施設 (コンクリート固化)	泥状廃棄物について、リサイクルを容易にしたり、最終処分を行えるようにしたりするため、薬剤とセメントを加えて混合し、性状調整を行います。
--------------------------	---

(注) 優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令指定都市が審査して認定する制度です。

② 廃棄物の最終処分

リサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てます。

最終処分場は、廃棄物処理法によって遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場の3つに分類され、それぞれの処分場において埋立処分できる産業廃棄物と最終処分場の構造基準・維持管理基準が定められています。

遮断型最終処分場は、埋立処分判定基準に適合しない廃棄物(有害な産業廃棄物及び有害な特別産業廃棄物)を埋め立てる処分場です。安定型最終処分場は、有害物や有機物などが付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化しない廃棄物を埋め立てる処分場です。管理型最終処分場は、埋立処分判定基準を満たした産業廃棄物及び安定型産業廃棄物を埋め立てる処分場です。

当社グループが所有するのは、安定型最終処分場及び管理型最終処分場であり、また、現在、当社グループが所有している最終処分の処分業の許可については、優良産廃処理業者認定制度に基づき優良認定を受けております。

当社グループにおける処理施設は以下のとおりとなっております。

なお、㈱ミダック呉松事業所の最終処分場につきましては、埋立能力に相当する埋立が完了したことから、行政への終了届を平成29年6月27日に提出しております。

<㈱ミダック 呉松事業所>

固形廃棄物の最終処分場 (管理型最終処分場)	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物13種類(石綿含有産業廃棄物含む)(注)と特別管理産業廃棄物である廃石綿等を埋め立てます。
---------------------------	--

(注) 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
 (石綿含有産業廃棄物とは、特別管理産業廃棄物である廃石綿等以外で、一定量を超える石綿を含有する産業廃棄物のことを言います。)

<㈱ミダックはまな 遠州クリーンセンター>

固形廃棄物の最終処分場 (管理型最終処分場)	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物12種類(石綿含有産業廃棄物含む)(注)を埋め立てます。
---------------------------	---

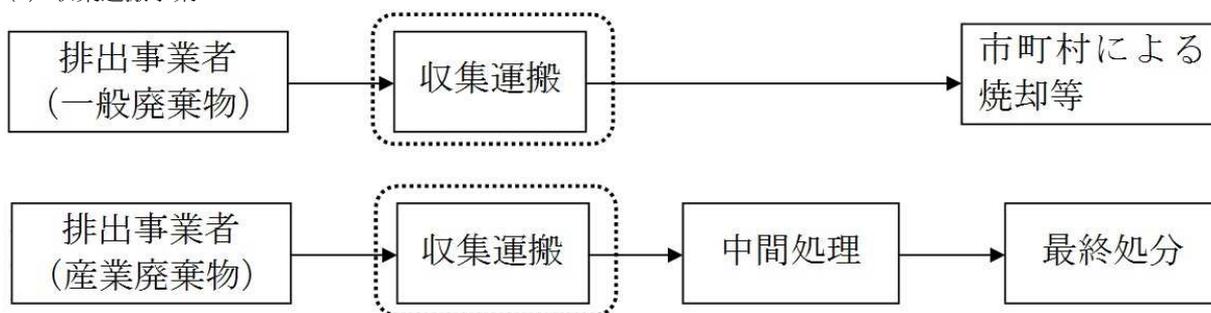
(注) 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

<㈱ミダックはまな 浜名湖クリーンセンター>

固形廃棄物の最終処分場 (安定型最終処分場)	廃棄物の埋め立てを行います。産業廃棄物2種類(石綿含有産業廃棄物含む)(注)を埋め立てます。
---------------------------	--

(注) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(2) 収集運搬事業



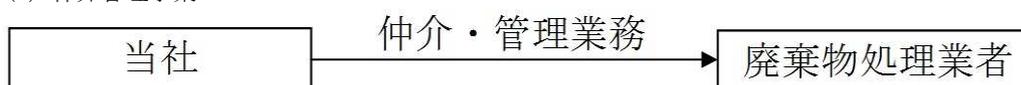
(注) は事業範囲を表しています。

廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬する業務であり、固形物から廃液まで多種の廃棄物を運搬できる車両を保有しております(脱着式コンテナ車、タンクローリー車、パッカー車等)。

収集運搬量、運搬距離等に応じて排出事業者から料金を受け取ります。

また、運行管理システム(GPS機能付デジタルタコメーターから運行データを収集するシステム)を活用し、個々の乗務員の運行軌跡や運転マナーを安全な収集運搬を行うために管理しております。

(3) 仲介管理事業



廃棄物処理業者向けに、当社グループの営業員が廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うというサービスを行っております。

当社グループと協力関係にある廃棄物処理業者に対して、その業者が求める廃棄物(排出事業者)を紹介するとともに、当該廃棄物処理業者と排出事業者の取引における事務手続等の代行も併せて行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社三晃	愛知県春日井市	10,000	廃棄物処分	(所有) 100.0	中京圏における廃棄物処理 の拠点。 役員1名の兼務あり。
株式会社ミダックはまな (注) 3	浜松市西区	10,000	廃棄物処分	(所有) 100.0	顧客ならびにグループ内で 発生する産業廃棄物の最終 処分施設。 役員2名の兼務あり。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。

3. 株式会社ミダックはまなについては、特定子会社であり、売上高（連結会社相互間の内部売上を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	790,219千円
	(2) 経常利益	480,181千円
	(3) 当期純利益	317,899千円
	(4) 純資産額	123,261千円
	(5) 総資産額	1,599,608千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
廃棄物処分事業	62 (8)
収集運搬事業	45 (12)
仲介管理事業	50 (3)
報告セグメント計	157 (23)
全社 (共通)	24 (2)
合計	181 (25)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（嘱託・契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年10月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
168 (23)	42.0	9.5	4,806,115

セグメントの名称	従業員数 (人)
廃棄物処分事業	49 (6)
収集運搬事業	45 (12)
仲介管理事業	50 (3)
報告セグメント計	144 (21)
全社 (共通)	24 (2)
合計	168 (23)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託・契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第53期連結会計年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本政府の経済政策等により企業業績の改善や雇用環境も持続的な改善が見られるなど、緩やかな回復基調となりましたが、中国やアジア新興国ならびに資源国における景気減速懸念や米国大統領選挙後の政策等の影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

廃棄物処理業界におきましては、企業業績の改善が続くなか、製造業から排出される廃棄物も安定的に推移しました。しかしながら、受注に際しては、同業他社との競争が熾烈さを増すなど依然として厳しい状況が続きました。

このような状況において、当社グループは、廃棄物一貫処理体制の充実による基盤強化と収益性の向上に努めてまいりました。また、将来を見据えた新規事業として、新たな最終処分場の設置計画を推進してまいりました。

営業部門におきましては、最終処分場を有する㈱ミダックはまなの取得によりグループで大幅に増加した処理能力を活かすべく、主要顧客である製造業のほか、これまであまり取引関係の無かった建設業等への営業を展開するなど、販路拡大に向けた取り組みを積極的に推進しました。また、販売促進の一助となるよう、広報活動にも注力し、知名度向上に努めてまいりました。また、当社グループ全体として、廃棄物受託量の拡大を営業方針に掲げ、既存顧客の深耕と新規顧客の開拓を積極的に推進するとともに、当社グループでは処理しきれない廃棄物についても同業他社と連携し、顧客に対して最適な処理提案を行うことで、受注促進に努めてまいりました。

事業部門におきましては、廃棄物の受入体制の強化を継続的に実施したほか、廃棄物処理費の削減に向けた取り組みを積極的に推進するなど、利益向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,833百万円（前年同期比21.2%増）、営業利益は590百万円（同66.1%増）、経常利益は590百万円（同81.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は287百万円（同513.8%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、売上高には内部売上高を含んでおります。

① 廃棄物処分事業

子会社の㈱ミダックはまなの受託量が増加したことに加え、㈱ミダックにおける焼却及び廃液の中間処理が好調に推移し、売上高は3,129百万円（同39.4%増）となり、セグメント利益は728百万円（同53.7%増）となりました。

② 収集運搬事業

入札案件を一部失注し、売上高は703百万円（同1.6%減）となり、セグメント利益は159百万円（同4.1%減）となりました。

③ 仲介管理事業

スポット案件の受注が好調に推移し、売上高は255百万円（同10.6%増）となり、セグメント利益は130百万円（同1.8%増）となりました。

第54期第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府及び日銀による継続的な景気対策により、企業収益や雇用環境の改善は見られるものの、米国政権の政策動向や地政学リスクの高まり等、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような状況において、当社におきましては、自社施設の稼働率向上並びに利益確保に向け、事業部門と連携し、受注強化に努めた結果、廃棄物の受託量は安定的に推移しました。

当社の連結子会社で最終処分場を有する㈱ミダックはまなにおきましては、当社と連携し廃棄物の受入強化を図るべく販路拡大に向けた取り組みを積極的に展開した結果、売上高は大幅に増加しました。また、グループ内で排出される廃棄物に関しては、同社でこれを内製化するなど、廃棄物一貫処理体制のもと、利益向上に努めてまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,958百万円、営業利益は355百万円、経常利益は338百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は183百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、売上高には内部売上高を含んでおります。

① 廃棄物処分事業

子会社の㈱ミダックはまなの受託量が増加したことに加え、㈱ミダックにおける破碎及び廃液の中間処理が好調に推移し、売上高は1,610百万円となり、セグメント利益は440百万円となりました。

② 収集運搬事業

産業廃棄物の受託量が安定的に推移し、売上高は342百万円となり、セグメント利益は72百万円となりました。

③ 仲介管理事業

スポット案件の受注が好調に推移し、売上高は131百万円となり、セグメント利益は59百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第53期連結会計年度（自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、法人税等の支払額207百万円、有形固定資産の取得による支出305百万円、長期借入金の返済による支出520百万円等があったものの、税金等調整前当期純利益590百万円、減価償却費341百万円、のれん償却額250百万円等の要因により、前連結会計年度末に比べ233百万円増加し、当連結会計年度末には1,475百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,057百万円（前年同期比198.7%増）となりました。

これは主に、収入要因として税金等調整前当期純利益590百万円、減価償却費341百万円、のれん償却額250百万円、支出要因として法人税等の支払額207百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は268百万円（同91.6%減）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出305百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は555百万円（前年同期は3,363百万円の獲得）となりました。

これは主に、収入要因として社債の発行による収入98百万円、支出要因として長期借入金の返済による支出520百万円、社債の償還による支出96百万円等によるものであります。

第54期第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ186百万円減少し、1,288百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において、営業活動の結果得られた資金は330百万円となりました。

これは主に、収入要因として税金等調整前四半期純利益338百万円、減価償却費170百万円、のれん償却額125百万円、支出要因として法人税等の支払額269百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において、投資活動の結果使用した資金は135百万円となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出137百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において、財務活動の結果使用した資金は381百万円となりました。

これは主に、支出要因として短期借入金の減少額100百万円、長期借入金の返済による支出339百万円、収入要因として長期借入れによる収入150百万円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産実績の内容は、販売実績とほぼ一致しているため、(3) 販売実績をご参照下さい。また、当社グループにおける生産実績とは、廃棄物の処理実績を意味致します。

(2) 受注状況

第53期連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
廃棄物処分事業	2,935,339	132.0	19,650	94.2
収集運搬事業	703,501	98.4	—	—

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
仲介管理事業	193,643	84.5	1,632	124.2
合計	3,832,484	121.0	21,282	95.9

- (注) 1. 受注残高は、連結会計年度末現在における搬入済みの処理受託廃棄物等の受託金額で計上しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第54期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

当第2四半期連結累計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
廃棄物処分事業	1,536,682	32,949
収集運搬事業	342,430	—
仲介管理事業	92,618	1,632
合計	1,971,730	34,582

- (注) 1. 受注残高は、第2四半期連結会計期間末現在における搬入済みの処理受託廃棄物等の受託金額で計上しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第53期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第53期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
廃棄物処分事業 (千円)	2,936,556	132.4
収集運搬事業 (千円)	703,501	98.4
仲介管理事業 (千円)	193,325	83.6
合計 (千円)	3,833,383	121.2

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上の主要な販売先がないため相手先別の記載を省略しております。

第54期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

当第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第54期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
廃棄物処分事業 (千円)	1,523,383
収集運搬事業 (千円)	342,430
仲介管理事業 (千円)	92,618
合計 (千円)	1,958,431

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上の主要な販売先がないため相手先別の記載を省略しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

廃棄物処理業界におきましては、企業業績の改善が続くなか、製造業から排出される廃棄物も安定的に推移したものの、受注に際しては、他業者との競争が熾烈さを増すなど依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては事業基盤の拡充ならびに競争力強化に向けた諸施策を推進してまいります。

(1) コンプライアンス体制の強化

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付けており、役職員全員の法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

(2) 新規廃棄物処理施設の拠点展開

事業地域を拡大し、成長を続けるためには需要が見込める有望地域への新規廃棄物処理施設の展開が不可欠となります。太平洋ベルト近辺に中間処理施設及び最終処分場の設置候補地を選定し、同時並行的に計画を推進することで、早期に設置許可を取得し、事業の更なる拡大を目指す方針であります。なお、新規廃棄物処理施設の展開については、自社での対応だけに囚われず、戦略的M&Aなど柔軟かつスピーディに対応する方針であります。

当社は現在、浜松市北区に新規最終処分場の設置を計画しております。

当該計画は、埋立容量300万 m^3 を超える東海地区でも大型の管理型最終処分場となります。本計画については、浜松市の定める条例手続が平成29年9月22日に終了となり、廃棄物処理法による設置許可申請が同年9月27日に同市に受理されております。

なお、最終処分場の設置は大規模案件でもあり稼働までには一定期間を要します。

稼働時期につきましては、平成34年4月以降を予定しております。

(3) 優秀な人材の確保と育成

当社グループの主たる業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の非常に厳しい法的規制を受けております。

法令遵守及び専門的知識に基づいた適切なサービスの提供は今後の当社グループの業績向上や成長には欠くことの出来ない重要な要素であり、そのためには、優秀な人材の採用と教育が重要な課題と認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を実施し、当社グループの経営方針、姿勢に共感を持った人材の採用と、従業員のモチベーション向上のための人事制度の構築及び働きやすい職場環境の推進と、さらなるワークライフバランスの向上が必要と考えております。人材育成においては、外部講習の受講、各種資格取得の奨励、社内勉強会の支援等、法令遵守及び専門知識の習得に重点をおいた取り組みを積極的に図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資家の判断にとって重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。また、本項の将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 「廃棄物処理法」について

① 法的規制について

当社グループは、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理を主たる業としており、当該事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）及びその関係法令等により規制されております。基本法である「廃棄物処理法」では、廃棄物の適正処理のための様々な規制を行っております。基本的に廃棄物処理業は許可制であり、業務にあたっては各都道府県知事又は政令市長の許可が必要とされ、廃棄物処理施設の新設・増設に関しても各都道府県知事又は政令市長の許可を必要とする旨規定されております。

当社グループは、「廃棄物処理法」に基づいて廃棄物の処理を行うために必要な許可を取得しておりますが、万一「廃棄物処理法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、「廃棄物処理法」及びその関係法令以外にも、「毒物及び劇物取締法」や「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」、「労働安全衛生法」等による規制を受けております。これらの法規制の改廃や新たな法規制、条例等の制定による規制強化があった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(主要な法的規制)

対象	法令等名	監督官庁	法的規制の内容
収集運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の許可基準、収集、運搬、保管、委託契約、及び産業廃棄物管理票に関する基準
中間処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の中間処理に関する許可基準、処理、保管、委託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	廃棄物の最終処分に関する許可基準、処理、委託契約、産業廃棄物管理票に関する基準
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	最終処分場の構造、維持管理に関する基準

(主要な行政指導)

対象	監督官庁	行政指導	行政指導の概要
廃棄物処理委託	静岡県 浜松市 愛知県 岐阜県	廃棄物処理に関する条例	廃棄物処理委託先の実地確認等に関する基準
産業廃棄物積替保管	浜松市	廃棄物処理に関する条例	産業廃棄物の積替保管の許可の基準
県外廃棄物搬入	静岡県 浜松市 愛知県 岐阜県	廃棄物処理に関する条例	県外廃棄物の搬入における協議・報告に関する基準
施設維持管理	浜松市	廃棄物処理に関する条例	廃棄物処理施設の維持管理状況の公開に関する基準

② 廃棄物処理業の許可について

「廃棄物処理法」上、一般廃棄物処理業許可の有効期間は2年間、産業廃棄物処理業許可の有効期間は5年間（優良認定を受けている場合は7年間）とされており、当該有効期間を超えて事業を継続する場合には許可を更新する必要があります。また、当社グループの新たな事業展開に際し、事業範囲の変更許可又は事業許可の新規取得が必要となる場合があり、これらの更新や許可取得のためには「廃棄物処理法」上の基準（第14条第5項又は第10項等）に適合していることが要求されます。

現在のところ、当社グループは当該基準に適合しており、許可更新の障害となる事由はありません。しかしながら、今後の許可の更新、変更許可又は新規許可取得時におきまして当社グループが当該基準に不適合と判定された場合、更新等が認められないこととなります。このような場合には一部又は全部の業務を停止せざるを得ず、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、「廃棄物処理法」上、不法投棄、無許可営業、無許可事業内容変更又はマニフェスト虚偽記載等の違法行為を行い、行政処分を受ける、もしくは申請者が欠格要件（「廃棄物処理法」第14条第5項第2号）に該当するなど一定の要件（「廃棄物処理法」第14条の3、第14条の3の2等）に該当する場合には、当社グループに対し事業の停止命令又は許可の取消処分がなされる場合があります。

当社グループにおきましては、従業員教育と内部監査により法令遵守の徹底を図っており、法令に則さない処理が行われないよう努めております。しかしながら、役員や従業員の過失により万一法令に抵触する行為があった場合には、事業の停止や許可の取消しによって当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(株ミダック)

(産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	平成35年4月12日	第06311001642号
静岡県(優良)	平成35年2月9日	第02201001642号
愛知県(優良)	平成29年11月26日	第02300001642号
岐阜県(優良)	平成30年9月3日	第02100001642号
三重県(優良)	平成35年8月25日	第02400001642号
神奈川県	平成30年9月21日	第01402001642号
東京都	平成30年10月17日	第1300001642号
千葉県	平成31年11月15日	第01200001642号
長野県	平成30年8月19日	第2009001642号
滋賀県	平成30年8月20日	第02501001642号

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	平成34年8月3日	第06361001642号
静岡県(優良)	平成34年8月3日	第02251001642号
愛知県(優良)	平成34年9月26日	第02350001642号
岐阜県(優良)	平成30年9月3日	第02150001642号
三重県(優良)	平成35年10月26日	第02450001642号
神奈川県	平成31年2月20日	第01452001642号
東京都	平成32年5月25日	第1356001642号
長野県	平成30年8月19日	第2059001642号
滋賀県	平成30年8月20日	第02551001642号

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	平成35年4月12日	第06341001642号
静岡県※	平成29年3月29日	第02222001642号
豊橋市(優良)	平成30年4月5日	第09620001642号
岐阜県	平成30年1月7日	第02120001642号

(産業廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(破砕施設)	—	浜保環第1564号
浜松市(破砕施設)	—	第011108221号
静岡県(焼却施設)	—	第050110019号
静岡県(脱水施設)	—	第050120015号
静岡県(中和施設)	—	第050120014号
静岡県(シアン分解施設)	—	第050111039号
静岡県(油水分離施設)	—	第050120012号
岐阜県(脱水施設)	—	岐阜県指令廃対第52号の6
岐阜県(油水分離施設)	—	岐阜県指令廃対第52号の7

(特別管理産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(優良)	平成34年7月13日	第06391001642号
静岡県※	平成29年3月29日	第02272001642号
豊橋市(優良)	平成30年4月5日	第09670001642号
岐阜県	平成30年1月7日	第02170001642号

(一般廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
静岡県(破砕施設)	—	循廃第47-1号
静岡県(焼却施設)	—	循廃第47-2号

(一般廃棄物収集運搬業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	平成30年3月31日	第2号
磐田市	平成30年3月31日	第16-01-018号
袋井市	平成30年3月31日	袋井市一廃許可第20号
森町	平成30年5月31日	森住環許可第12号
掛川市	平成31年9月8日	11号
御前崎市	平成30年3月31日	御環許可第27-13号
牧之原市	平成30年3月31日	牧之原市許可第27-13号
富士宮市	平成30年3月31日	富生許第6号(注)

(一般廃棄物処分業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
富士宮市	平成30年3月31日	富生許第6号(注)

(注) 一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する許可となっております。

※ 静岡県の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業許可について、現在、更新申請中のため、従前の有効期限を記載しております(廃棄物処理法において、有効期限前に更新申請をした場合、その許可・不許可が決定するまでは、従前の許可が有効となります。)

(株三晃)

(産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	平成32年2月12日	第02310004488号
岐阜県	平成31年7月19日	第02100004488号
三重県	平成32年3月19日	第02400004488号
山口県	平成34年2月26日	第03500004488号
北九州市	平成33年2月20日	第07600004488号

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	平成32年2月12日	第02320004488号

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
愛知県	平成30年9月23日	第02360004488号
岐阜県	平成30年7月4日	第02150004488号
三重県	平成30年5月25日	第02450004488号
山口県	平成34年2月26日	第03550004488号
北九州市	平成30年8月18日	第07650004488号

(株ミダックはまな)

(産業廃棄物収集運搬業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
静岡県	平成32年8月31日	第02201009796号

(一般廃棄物収集運搬業許可)

市町村名	有効期限	許可番号
浜松市	平成30年3月31日	第25号

(産業廃棄物処分業許可)

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市	平成35年7月28日	第06331009796号

(産業廃棄物処理施設設置許可(設置届))

都道府県・市名	有効期限	許可番号
浜松市(最終処分場)	—	第080114221号
浜松市(最終処分場)	—	第070114322号

(2) 廃棄物の最終処分場について

① 最終処分場の維持管理について

操業中の最終処分場につきましては、受入廃棄物の確認、施設点検、水質検査等を実施し、環境への影響を監視しており、また、操業が終了した後も周辺環境に影響が出なくなるまで長期間(当局の許可が下りるまで)に亘って維持管理を行うことが義務づけられております。当社グループといたしましては、操業中及び操業終了後の処分場を徹底した遵法体制の下に維持管理していく方針であります。万一天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する事態が発生した場合、企業としての信用を毀損し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② 新規最終処分場の開発について

最終処分場は所定の埋立容量を埋めてしまうと操業を終了することとなるため、当社グループでは事業計画に沿って、新たな最終処分場の開発計画を推進しております。最終処分場の開発にあたっては、事前に関係する法律、自治体の条例等を充分調査したうえで、開発計画を立案するとともに、環境影響調査の実施や周辺住民との合意形成に努めるなど、出来る限りの対応を講じておりますが、予期せず環境に影響する安全性の確保が難しい場合や住民反対運動が重大化した場合などにより、開発を延期や中止の判断をせざるを得なくなることがあります。計画が遅延すれば、コストの高い他社の最終処分場を利用する必要性が高まりますし、計画が中止となれば既支払額が毀損する可能性があります。当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 自然災害、火災、事故等について

中部地方における大規模な地震の発生や富士山の噴火が懸念されていることは既に周知の事実ではありますが、そのような事態に備えて、当社グループにおきましては「事業継続計画」(BCP)を策定する一方、同業者と「災害時相互応援協定」を締結しており、有事の際にも事業への影響が小さくなるよう努めております。しかしながら、万一東海地震が発生した場合、東海4県に事業拠点と顧客の大半が集中している当社グループにとっては大きな打撃となり、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは廃棄物の収集運搬に100台近い車両を利用しているほか、廃棄物処理施設では危険物、毒物及び劇物を扱っております。業務の遂行にあたり、人命の尊重を最優先とし安全対策に努めておりますが、重大な火災、事故等が発生してしまった場合は、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特別管理廃棄物の取扱いについて

特別管理廃棄物とは、廃棄物のうち爆発性、感染性、毒性その他健康や住環境に被害を及ぼす恐れがあり、特別な取扱いを要する物を指します。当社グループでは、様々な特別管理廃棄物について取扱いの許可を取得しており、事業展開における優位性の一つにもなっております。しかしながら、運搬車両や処理施設が不慮の事故や災害に遭遇し、特別管理廃棄物の流出等の事態を招いた場合には、社会的信用が低下し、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 借入金への依存度について

一般に、廃棄物処理業は装置産業であり、施設設置には多額の資金を要します。当社グループにおきましては、平成27年12月に最終処分場を運営する産業廃棄物処理会社を買収したことにより平成29年3月期の有利子負債残高は、49億円に増加しました。

当社グループの有利子負債依存度は平成29年3月期末で63.4%であり、資金調達は主に銀行からの借入れに依存しております。そのため、金利の上昇傾向が続いた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 業界における競争の激化について

環境ビジネスの一角として廃棄物処理業への注目は今後一層高まるものと予想され、それに伴って他業界からの新規参入も増加するものと考えられます。当社グループが事業基盤としている地域で新規参入による過当競争が発生した場合、価格競争から収益性が低下して当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 固定資産の減損について

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。第53期連結会計年度末（平成29年3月31日）における、当社グループの固定資産は5,554,773千円であり、そのうち、株式会社ミダックはまな等の買収により発生したのれんが2,149,508千円を占めております。これらののれんにつきましては、のれんの効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。のれんを含め、固定資産について減損が生じていると判断される場合、当社グループは、減損損失を計上する必要があり、当該減損損失の計上は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 顧客情報の流出について

当社グループにおきましては、廃棄物の処理に関連して多くの顧客情報を取り扱っており、それらの情報に対する守秘義務を忠実に履行すべく努めております。しかしながら、管理の不徹底等により情報が外部に漏洩した場合、当社グループの社会的信用の低下とともに損害賠償請求等が発生して、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 地域住民との関係について

当社グループにおきましては、処理施設を設置している地域の周辺住民とは緊密に連絡を取り合い、相互理解の下に事業活動が円滑に進むよう配慮しており、各施設と周辺住民の関係は概ね良好に推移いたしております。しかしながら、流布される風評や報道内容に対する解釈の仕方によっては、地域住民と当社グループの間に見解の相違が生じ、地域住民との関係が悪化して、処理施設の操業が不可能になった場合、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 株式の希薄化について

当社は、平成20年11月26日に当社役員及び従業員等に対して業績向上への貢献意欲や経営への参画意識を高めるためにストックオプションとして新株予約権を発行しております。本書提出日（平成29年11月17日）現在、上記の新株予約権による潜在株式の数は合計16,500株であり、発行済株式総数3,076,500株の0.54%に相当しております。これらの権利行使がなされた場合、当社の株式の1株当たりの株式価値は希薄化し株価へ影響を及ぼす可能性があります。

(11) その他留意すべき事項

「廃棄物処理法」第7条の2第3項及び第14条の2第3項、並びに廃棄物処理法施行規則第10条の10第1項第2号ハでは、「発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者」の変更を廃棄物処理許可の届出事項として定めています。許可の新規取得や更新の申請時においても、発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者について、書類の届出事項となっております。従いまして、当社の発行済株式総数の5%以上を保有する株主または総出資額の5%以上を占める出資者は住民票の写し、登記事項証明書等の提出が必要になります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成29年11月17日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の選択・適用と、資産・負債の評価などの会計上の判断・見積りが含まれております。これらの見積りについて過去の実績や現状を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

第53期連結会計年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

① 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は2,227百万円となり、前連結会計年度末に比べ192百万円増加しました。

主な増加要因は、現金及び預金の増加額233百万円等によるものであります。

② 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は5,554百万円となり、前連結会計年度末に比べ358百万円減少しました。

主な減少要因は、のれんの減少額250百万円、施設設置権の減少額40百万円等によるものであります。

③ 流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は2,139百万円となり、前連結会計年度末に比べ279百万円増加しました。

主な増加要因は、1年内返済予定の長期借入金の増加額147百万円、未払法人税等の増加額128百万円等によるものであります。

④ 固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は4,213百万円となり、前連結会計年度末に比べ695百万円減少しました。

主な減少要因は、長期借入金の減少額668百万円等によるものであります。

⑤ 純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は1,427百万円となり、前連結会計年度末に比べ250百万円増加しました。

これは親会社株主に帰属する当期純利益287百万円を計上したこと、及び剰余金の配当36百万円を実施したことによるものであります。

第54期第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

① 流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は2,027百万円となり、前連結会計年度末に比べ199百万円減少しました。

主な減少要因は、現金及び預金の減少額186百万円等によるものであります。

② 固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産の残高は5,374百万円となり、前連結会計年度末に比べ180百万円減少しました。

主な減少要因は、最終処分場（純額）の減少額43百万円、のれんの減少額125百万円等によるものであります。

③ 流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債の残高は1,901百万円となり、前連結会計年度末に比べ238百万円減少しました。

主な減少要因は、短期借入金の減少額100百万円、未払法人税等の減少額126百万円等によるものであります。

④ 固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債の残高は3,925百万円となり、前連結会計年度末に比べ287百万円減少しました。

主な減少要因は、社債の減少額51百万円、長期借入金の減少額225百万円等によるものであります。

⑤ 純資産

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は1,574百万円となり、前連結会計年度末に比べ146百万円増加しました。

これは、親会社株主に帰属する四半期純利益183百万円を計上したこと、及び剰余金の配当36百万円を実施したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第53期連結会計年度（自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日）

① 売上高

当連結会計年度の売上高は、焼却及び廃液の中間処理の受託量が増加し、また、当連結会計年度より新たな連結子会社（㈱ミダックはまな）の売上高が合算されたことにより3,833百万円（前年同期比21.2%増）となりました。

② 売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は1,739百万円（同49.8%増）となり、売上高に対する比率は45.4%となりました。売上高の増加に加え、廃棄物処理費に関しては、連結子会社で最終処分場を有する㈱ミダックはまなでの内製化が可能となり、原価率は大幅に改善されました。

③ 営業利益

当連結会計年度の営業利益は590百万円（同66.1%増）となり、売上高に対する比率は15.4%となりました。販売費及び一般管理費は連結子会社（㈱ミダックはまな）の合算により増加しました。

④ 経常利益

当連結会計年度の経常利益は590百万円（同81.1%増）となり、売上高に対する比率は15.4%となりました。営業外損益におきましては、営業外収益として固定資産売却益を計上する一方で、営業外費用として支払利息が増加しました。

⑤ 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は287百万円（同513.8%増）となり、売上高に対する比率は7.5%となりました。増益により法人税、住民税及び事業税が増加しました。

第54期第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日至 平成29年9月30日）

① 売上高

当連結会計年度の売上高は、焼却及び廃液の中間処理の受託量が増加し、また、連結子会社である㈱ミダックはまなの搬入が好調に推移したことにより、1,958百万円となりました。

② 売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は941百万円となり、売上高に対する比率は48.1%となりました。売上高の増加に加え、廃棄物処理費が減少したことによるものであります。

③ 営業利益

当連結会計年度の営業利益は355百万円となり、売上高に対する比率は18.1%となりました。販売費及び一般管理費は、主に支払手数料が増加しました。

④ 経常利益

当連結会計年度の経常利益は338百万円となり、売上高に対する比率は17.3%となりました。営業外損益におきましては、営業外収益として固定資産売却益や物品売却益を計上した他、営業外費用として支払利息が減少しました。

⑤ 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は183百万円となり、売上高に対する比率は9.4%となりました。増益により法人税、住民税及び事業税が増加しました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保及び適切な流動性の維持を図るにあたり、営業活動で得られた資金により設備投資の資金をまかなうことを基本方針としております。

当社グループは、手元流動性等の水準から、十分な流動性を確保していると考えておりますが、この資金を効率的な拡大再生産に振り向けていくことが経営課題であると認識しております。

なお、当社グループは、現在取引している金融機関と良好な関係を築いております。

当社グループのキャッシュ・フローの状況につきましては、前述の「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、前述の「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

廃棄物処理業界におきましては、企業業績の改善が続くなか、製造業から排出される廃棄物も安定的に推移しました。しかしながら、受注に際しては、同業他社との競争が熾烈さを増すなど依然として厳しい状況が続きました。

このような状況において、当社グループは廃棄物一貫処理体制の充実による基盤強化と収益性の向上に努めてまいりました。また、将来を見据えた新規事業として、新たな最終処分場の設置計画を推進してまいりました。

既存事業におきましては、最終処分場の新規取得により大幅に増加した処理能力を活かすべく、広域営業を積極的に展開したほか、自社では処理しきれない廃棄物に関しても同業他社と連携し、顧客に対して最適な処理提案を行うことで、受注促進に努めてまいりました。また、廃棄物の受入体制の強化を継続的に実施したほか、内製化によるコスト削減を積極的に推進するなど利益向上に努めてまいりました。

今後におきましては、収集運搬から中間処理、そして最終処分までの廃棄物一貫処理体制の充実により、市場競争力の向上ならびに、顧客に対しては、これまで以上に「安全・安心」な質の高いサービスを提供してまいります。また、中長期における新規廃棄物処理施設の拠点展開については、自社での対応だけに囚われず、戦略的M&Aなど柔軟かつスピーディに対応する方針であります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、平成29年9月末日現在、中間処理施設6ヶ所（㈱ミダック5ヶ所、㈱三晃1ヶ所）及び最終処分場2ヶ所（㈱ミダックはまな2ヶ所）を保有し、営業拠点は5ヶ所（㈱ミダック4ヶ所、㈱三晃1ヶ所）を展開しております。

人員におきましては、グループ会社の増加に伴い増加し、現在209名体制までに拡大しました。

今後におきましても、事業地域の拡大を成長戦略の1つと捉え、積極的な施設展開ならびに営業エリアの更なる拡大を目指していく方針であります。

一方で、環境関連事業である「廃棄物処理業」を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守は経営上最も重要な課題と位置付けており、法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第53期連結会計年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

当連結会計年度において実施した設備投資は、維持更新並びに処理能力の向上を目的とし、廃棄物処分事業におきましては最終処分場関連設備、焼却関連設備の取得、収集運搬事業におきましては収集運搬車両の取得等があり、総額は305百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、呉松事業所の最終処分場におきましては、埋立能力に相当する埋立が完了したことから行政への終了届を平成29年6月27日に提出しております。

第54期第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

当第2四半期連結累計期間において実施した設備投資は、維持更新並びに処理能力の向上を目的とし、収集運搬事業におきましては収集運搬車両の取得等があり、総額は128百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	のれん (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (浜松市東区)	廃棄物処分事業 収集運搬事業 仲介管理事業	総括業務設備 水処理設備 収集運搬設備	123,169	79,814	335,240 (6,710) [6,708]	—	31,513	569,737	99 (19)
豊橋事業所 (愛知県豊橋市)	廃棄物処分事業	破碎選別混練 設備	62,337	0	87,902 (8,828) [126]	—	—	150,239	8 (1)
富士宮事業所 (静岡県富士宮市)	廃棄物処分事業	焼却破碎設備	251,149	390,339	180,000 (6,759)	130,404	2,418	954,312	33 (-)
関事業所 (岐阜県関市)	廃棄物処分事業	水処理設備	36,753	5,542	21,914 (1,291) [1,638]	—	1,161	65,372	5 (-)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含めておりません。

2. 上記中 [] 内は、賃借中の土地の面積で、外書であります。年間賃借料は6,180千円であります。

3. 従業員数の () は、平均臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

①(株)三晃

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)		合計 (千円)
春日井工場 (愛知県春日井市)	廃棄物処分事 業	選別混練 施設	2,229	458	80,452 (2,324)	261	83,402	5 (1)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含めておりません。

2. 従業員数の () は、平均臨時雇用者数を外書しております。

②(株)ミダックはまな

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			機械装置及 び運搬具 (千円)	最終処分場 (千円) (面積㎡)	のれん (千円)	施設設置権 (千円)		合計 (千円)
遠州クリーンセ ンター (浜松市西区)	廃棄物処分事 業	最終処分 設備	4,180	254,655 (12,273) [12,300]	1,405,296	284,400	1,948,532	8 (-)
浜名湖クリーン センター (浜松市西区)	廃棄物処分事 業	最終処分 設備	0	545,614 (47,565)	613,807	76,500	1,235,922	4 (-)

- (注) 1. 最終処分場については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。なお、金額には消費税等は含めておりません。
2. 上記中 [] 内は、賃借中の土地の面積で、外書であります。年間賃借料は1,166千円であります。
3. 従業員数の () は、平均臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】(平成29年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月日		完成後の 増加能力
				投資総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	本社事業所 (浜松市東区)	廃棄物 処分事業	水処理設備	78,220	-	自己資金 増資資金	平成29年 11月	平成31年 2月	(注) 2
当社	富士宮事業所 (静岡県富士宮市)	廃棄物 処分事業	焼却破砕 設備	78,150	-	自己資金 増資資金	平成29年 12月	平成30年 12月	(注) 2
当社	新最終処分場 (浜松市北区)	廃棄物 処分事業	最終処分場 土地及び設備	未定	184,589	借入金	平成20年 12月	未定	(注) 3
当社	産廃収運グループ (浜松市東区)	収集運搬 事業	収集運搬 設備	41,460	-	自己資金 増資資金	平成30年 4月	平成30年 10月	(注) 2
当社	一般収運グループ (浜松市東区)	収集運搬 事業	収集運搬 設備	26,400	-	自己資金 増資資金	平成30年 5月	平成30年 5月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
3. 新最終処分場の設備投資については、今後も長期に亘り継続的に開発を行う予定であり、最終的な完了予定時期及び投資総額につきましては未定であります。
- なお、当処分場の種類は管理型最終処分場であり、完成後の最終的な総埋立容量は約300万㎡となります。増加能力に関連する参考情報として、既存の最終処分場(管理型最終処分場：遠州クリーンセンター)の廃棄物の埋立容量を示すと、約41万㎡であります。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	12,300,000
計	12,300,000

(注) 平成29年7月13日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は12,275,400株増加し、12,300,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,076,500	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。(注)2
計	3,076,500	—	—

(注) 1. 平成29年7月13日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,070,347株増加し、3,076,500株となっております。
2. 平成29年7月13日開催の取締役会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第4回新株予約権（会社法に基づく新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	33	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	33	16,500（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	360,000	720（注）6
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月27日 至 平成30年11月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 360,000 資本組入額 180,000	発行価格 720（注）6 資本組入額 360（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。
ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うこととします。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券を除く）する場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりです。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員の地位にあることを要するものとします。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。
- ③ その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

4. 新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要することとします。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割、又は株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の内容に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める期間の初日から株式がいずれかの証券取引所に上場した日の6か月経過後又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書または計画において定めるものとする。

- (7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成29年7月13日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年7月31日 (注)	3,070,347	3,076,500	—	273,640	—	296,420

(注) 平成29年7月13日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,070,347株増加し、3,076,500株となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成29年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	4	—	4	—	—	16	24	—
所有株式数(単元)	—	2,100	—	11,550	—	—	17,115	30,765	—
所有株式数の割合(%)	—	6.83	—	37.54	—	—	55.63	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,076,500	30,765	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,076,500	—	—
総株主の議決権	—	30,765	—

②【自己株式等】

平成29年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の概要は次のとおりであります。

第4回新株予約権（会社法に基づく新株予約権）

決議年月日	平成20年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、 当社子会社の従業員11
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員7名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では、企業価値の向上によって株主利益を増大させることを最重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的实施を基本としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当の基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

当事業年度の配当金につきましては、1株当たり6,000円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は11.7%となりました。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化及び今後のさらなる業容拡大を図るための投資に充当する等、有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年6月22日 定時株主総会決議	36,918	6,000

(注) 平成29年7月13日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合、1株当たり配当額は12円に相当します。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		矢板橋 一志	昭和39年4月17日生	昭和58年4月 大和染工(株)入社 昭和63年10月 小島清掃(株) (現(株)ミダック) 入社 平成15年7月 同社営業本部営業部長 平成16年7月 同社代表取締役社長 平成17年4月 (株)ミダックホールディングス (現(株)ミダック) 代表取締役 社長 平成22年4月 当社代表取締役社長 (現任) 平成29年2月 安全管理室長	(注) 3	182,500
専務取締役		熊谷 裕之	昭和35年1月16日生	昭和55年3月 小島清掃(株) (現(株)ミダック) 入社 昭和59年9月 同社専務取締役 平成16年7月 (株)ミダックホールディングス (現(株)ミダック) 専務取締役 平成22年4月 当社専務取締役 (現任) 当社産廃事業本部本部長 平成25年4月 当社事業部長 平成27年4月 当社収集運搬部長 平成27年12月 (株)ミダックはまな代表取締役 社長 (現任)	(注) 3	194,500
取締役		武田 康保	昭和42年7月29日生	平成5年4月 大光電機(株)入社 平成9年2月 (有)インフィニ・ブレイン入社 平成16年5月 (株)ミダック入社 平成17年4月 当社監査役 平成18年4月 (株)ミダックホールディングス (現(株)ミダック) 取締役 平成18年10月 同社取締役総務統括部長 平成22年4月 当社取締役 (現任) 当社産廃事業本部副本部長 平成27年3月 (株)三晃取締役 (現任)	(注) 3	45,500
取締役	管理部長	加藤 恵子	昭和45年6月1日生	平成5年4月 佐藤澄男税理士事務所 (現税 理士法人名南経営) 入所 平成13年1月 税理士登録 平成14年4月 公認会計士・税理士祖父江良 雄事務所 (現デロイト トー マツ税理士法人名古屋事務 所) 入所 平成18年8月 (株)ミダックホールディングス (現(株)ミダック) 取締役 経理統括部長 平成22年4月 当社取締役 (現任) 当社経理部長 平成28年4月 当社管理部長 (現任) 平成28年6月 (株)ミダックはまな取締役 (現任)	(注) 3	45,000
取締役	経営企画部長	高田 廣明	昭和43年4月9日生	平成3年4月 大光電機(株)入社 平成14年8月 (株)あさひ入社 平成18年12月 (株)ミダックホールディングス (現(株)ミダック) 入社 平成19年6月 同社取締役経営企画室長 平成22年4月 当社取締役 (現任) 当社経営企画部長 (現任)	(注) 3	30,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等 委員)	—	井上 正弘	昭和26年8月19日生	昭和50年4月 天龍木材(株)入社 平成6年2月 同社経理部長 平成8年2月 小島清掃(株) (現(株)ミダック) 入社 平成15年4月 当社経理部長 平成17年4月 (株)ミダックホールディングス (現(株)ミダック) 取締役 同社経理部長 平成18年4月 (株)ミダックライナー代表取締 役社長 平成22年4月 当社監査役 平成29年6月 当社取締役 (常勤監査等委 員) (現任)	(注) 4	4,000
社外取締役 (監査等委員)	—	鈴木 典行	昭和26年5月29日生	昭和60年4月 弁護士登録 昭和63年4月 鈴木典行法律事務所開設 平成9年8月 すずらん法律会計事務所所長 (現任) 平成15年3月 税理士登録 平成23年6月 当社監査役 平成29年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 4	—
社外取締役 (監査等委員)	—	福地 誠司	昭和34年3月28日生	平成16年4月 公認会計士登録 平成24年1月 税理士登録 福地誠司税理士事務所開設 同所所長 (現任) 平成24年6月 当社監査役 平成29年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 4	—
計						501,500

- (注) 1. 平成29年6月22日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 監査等委員である鈴木典行、福地誠司は、社外取締役であります。
3. 任期は平成29年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 任期は平成29年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「企業は公器である」との基本理念に基づき、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力しております。その目的を実現させるためには、株主の権利と利益を守るための健全な経営とそれを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識しております。

この課題を達成するために、当社は各会議体が形骸的なものになることを排し、取締役、幹部社員に積極的な発言を行うことを奨励しております。また、日常的にも意思疎通を緊密にし、忌憚のない意見交換ができる自由な雰囲気醸成することを心がけております。社長からの一方的な指示命令や馴れ合いの議論を排除し、リスクを考慮したうえで迅速な意思決定を行うとともに、相互の牽制を効かせることができる組織の構築を図っております。

その一方で当社は、監査等委員会を設置し監査等委員である取締役につきましては、それぞれの経験から、経営に対して厳格なチェックを行っております。また、経営企画部内部監査グループ及び部門間の相互監査により内部監査を行っております。

このような体制とすることで、迅速な意思決定と経営監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。なお、情報開示につきましては、ステークホルダー間に情報格差が生じないよう適時公正な情報開示を心がけてまいります。

② 会社の機関の状況及び内部統制システムの整備の状況

当社は、平成29年6月22日開催の定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

イ. 取締役会

当社の取締役会は8名で構成されており、毎月1回定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の討議、業務執行の監督を行っております。また、必要ときは機動的に臨時取締役会を開催しております。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）は企業統治上必要最小限と認められる人数としており、取締役会において活発な議論を行っております。

ロ. 経営会議

毎月1回、当社の全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとしてグループ経営会議を開催しております。ここでは毎月の予算実績管理、部門計画の進捗管理を行うほか、社内のすべての重要事項が審議又は意見交換され、当社全体としてのベクトルを合わせるとともに経営上のリスクについても検討しております。

ハ. 監査等委員会

当社の監査等委員会は常勤監査等委員1名と監査等委員2名（社外取締役）で構成され、策定した監査計画に基づき常勤監査等委員が監査を実施、月1回開催される監査等委員会にて報告、協議しております。

なお、常勤監査等委員の井上正弘は当社の経理部長及び旧親会社の株式会社ミダックホールディングスの経理部長を平成15年4月から平成18年3月まで勤め、通算29年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等に従事し、また、監査等委員の鈴木典行は、弁護士及び税理士として法律会計事務所を運営しており、監査等委員の福地誠司は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、各々専門的な知識と経験を有しております。

当社は、実態に即した迅速な経営とモニタリング強化の両立が図られ、従来の意思決定スピードを損なうことなく、経営における透明性、法令及び企業倫理遵守等の一層の向上が得られていると考えております。また、監査により、経営陣自らが法令等を遵守した経営を為しているかどうかを再確認するとともに、各部署等において会社の方針、規程に沿った業務遂行がなされているかどうかを検証しております。

ニ. 内部監査

当社は、経営企画部内部監査グループ及び部門間の相互監査により内部監査を実施しております。内部監査の専従人員は2名であります。

経営企画部内部監査グループは、自部門を除く全ての部署を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告されております。また、部門間の相互監査を実施し、被監査部門に対する具体的な助言、勧告を行い、改善状況を確認するなど、効果的な内部監査を実施しております。

ホ. 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 服部 一利

指定社員 業務執行社員 坂部 彰彦

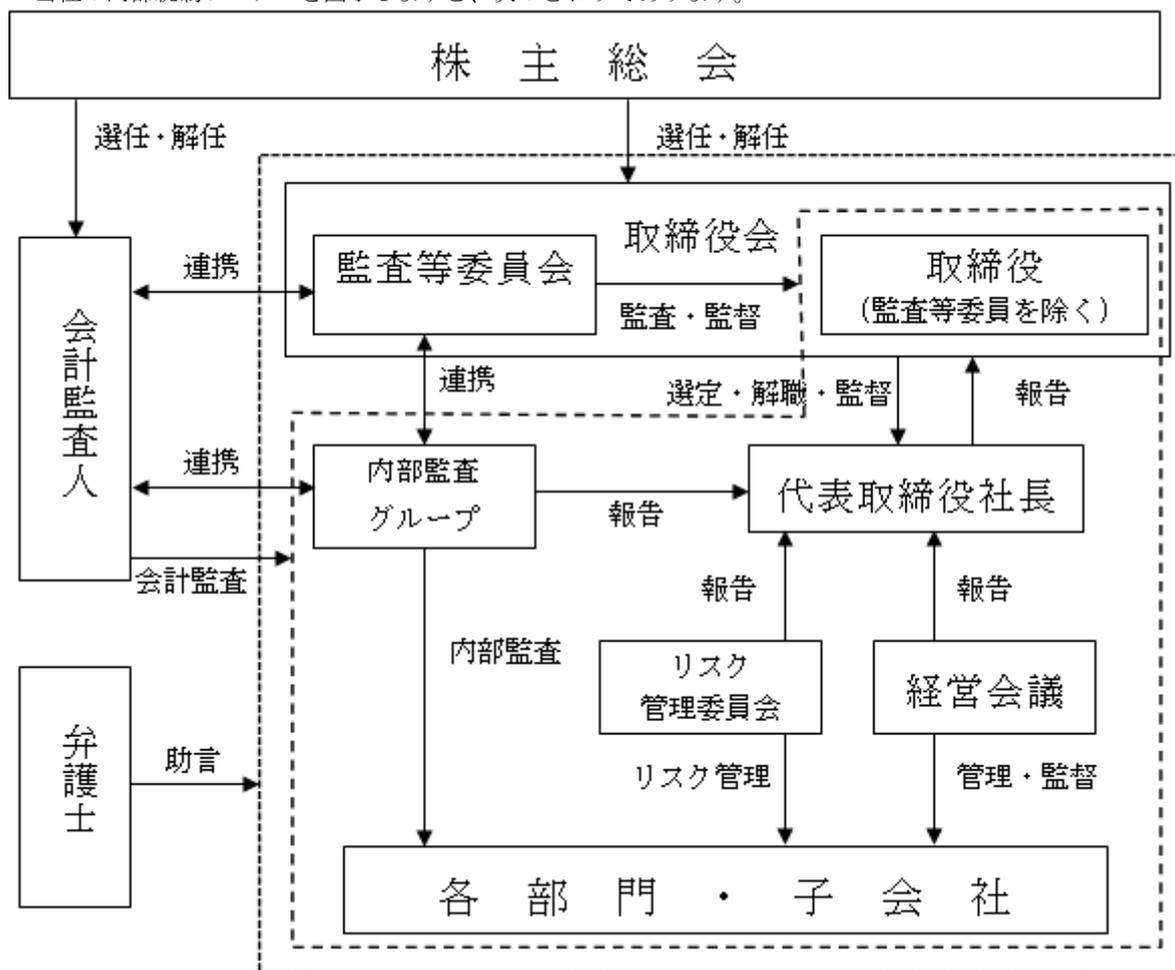
監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

会計士試験合格者等 6名

その他 3名

当社の内部統制システムを図示しますと、次のとおりであります。



へ. 監査等委員会監査、内部監査及び会計監査の状況

内部監査については、各部署が経営方針、社内諸規程ならびに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、計画的かつ網羅的に書類監査及び実地監査を実施することにより、経営の合理化及び効率化に資するとともに、内部統制の充実を図っております。

監査等委員会監査については、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と適正な監視を行っております。また、取締役会に限らず社内的重要な会議等に参加し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。

会計監査については、会計基準に準拠した適正な会計処理を行うべく、有限責任監査法人トーマツによる会計監査を受けております。会計監査人と当社との間には特別の利害関係はなく、会計監査人と当社との間で、監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

なお、監査等委員会、内部監査グループならびに会計監査人の三者の連携については、適時、打合せの機会を設けることなどにより、情報の共有を積極的に実施し、会社の課題の早期解決に資するように互いの監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

ト. 内部統制システムの整備の状況

当社は、次のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでおります。

a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

(b) 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月1回の定時取締役会及び必要ときは機動的に臨時取締役会を招集し、業務執行の状況を取締役に報告しております。

- (c) 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関しては、必要に応じて内部監査グループと連携を図る体制となっております。
 - (d) 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管理を行っております。
 - (e) 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内に設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。
 - (f) 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査グループは定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に対し、その結果を報告しております。また、内部監査グループは、監査結果により判明した問題点と改善状況についてもフォローアップ監査を実施しております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等）を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。
 - (b) 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。
 - (c) 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月1回開催し、当社の全取締役及び当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。
 - (b) 取締役会規程に従い、毎月1回の定時取締役会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。
 - (c) 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。
 - (b) 当社の全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月1回開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グループ運営の適正を確保する体制を整えております。
 - (c) グループ会社におきましても、当社の内部監査グループによる定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。
 - (d) 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の取締役及び監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。
- f. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置しておりませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。
 - (b) 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。

- g. 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。
 - (b) 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。
 - (c) 当社を含む、グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について、監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して、必要に応じて、説明を求めることができる体制をとっております。
 - (d) 上記報告がヘルプラインその他手続きで本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて、報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けないよう保証しております。
- h. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。
- i. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査グループは、監査の実施において互いに連携する体制となっております。
 - (b) 監査等委員である取締役（監査等委員会）は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じて会合をもち意見交換を行う体制となっております。
- j. 反社会的勢力を排除するための体制
- (a) 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - (b) 当社グループは、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図り、反社会的勢力を排除する体制となっております。
 - (c) 当社グループは、反社会的勢力調査マニュアルを定め、これを運用することで反社会的勢力と係わりのある企業、団体、個人との取引防止に努めております。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制の主管部署として安全管理室を設置しており、代表取締役社長を委員長、当社の取締役及び当社グループの主要幹部を委員とするリスク管理委員会を設置して、3ヶ月に1回以上の会合の場で、組織横断的に経営リスクの検討を行い、より具体的な作業を各部門にて対応しております。

また、安全衛生の適正な管理の観点から、安全管理室長を委員長、各職場から最低1名を委員とした安全衛生委員会を設置して、毎月1回の会合の場で、社内の労働安全や衛生上の問題点抽出や改善への取組み状況の確認を実施しております。

さらに、各部署において、それぞれの業務に存在するリスクを最小限化するための取組みを実施しており、例えば、ISO14001の認証・維持をすることにより、それぞれの業務におけるリスク対応を行っております。

④ 社外取締役

当社の社外取締役は2名であり、監査等委員であります。

社外取締役鈴木典行及び社外取締役福地誠司は、当社と人的関係、資金的関係、取引関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役による監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携により、情報の共有を積極的に実施し、会社の課題の早期解決に資するように互いの監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当社は、監査等委員会設置会社として経営の意思決定機能をもつ取締役会に対し、監査等委員である取締役3名中2名を社外取締役とすることで、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役	62,464	62,464	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を 除く。)	5,437	5,437	—	—	—	1
社外監査役	3,960	3,960	—	—	—	2

(注) 平成29年6月22日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)は年額200,000千円であり、監査等委員である取締役報酬限度額は年額30,000千円であります。

ロ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)	内容
14,400	2	使用人としての給与であります。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬については、株主総会の決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役の報酬額は、取締役(監査等委員であるものを除く。)については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会決定しております。

⑥ 取締役会の決議による剰余金の配当

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当の基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 取締役等の会社に対する責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役(社外取締役を含む。)及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 非業務執行取締役等の会社に対する責任免除

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は法令が規定する金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	14,000	1,500	16,700	—
連結子会社	—	—	—	—
計	14,000	1,500	16,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条1項の業務以外の業務である財務調査を委託し、対価を支払っております。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、特別な方針等は定めておりませんが、監査公認会計士等が策定した監査計画に基づいて両方で協議し、所定の手続きを経て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,241,514	1,475,504
受取手形及び売掛金	421,433	420,217
たな卸資産	※1 54,380	※1 52,400
繰延税金資産	40,143	50,926
その他	280,719	228,632
貸倒引当金	△4,027	△634
流動資産合計	2,034,163	2,227,046
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,359,497	※2 1,364,942
減価償却累計額	△851,275	△887,158
建物及び構築物（純額）	508,222	※2 477,783
機械装置及び運搬具	※2 2,950,213	※2 3,047,810
減価償却累計額	△2,453,942	△2,555,831
機械装置及び運搬具（純額）	※2 496,271	※2 491,979
最終処分場	1,421,032	1,435,185
減価償却累計額	△611,164	△634,916
最終処分場（純額）	809,867	800,269
土地	787,386	787,386
建設仮勘定	129,548	132,096
その他	186,850	201,590
減価償却累計額	△154,390	△165,688
その他（純額）	32,459	35,901
有形固定資産合計	2,763,756	2,725,417
無形固定資産		
のれん	2,399,934	2,149,508
施設設置権	401,000	360,900
その他	100,684	79,274
無形固定資産合計	2,901,618	2,589,683
投資その他の資産		
長期貸付金	8,657	7,457
繰延税金資産	76,072	64,874
その他	172,006	174,798
貸倒引当金	△8,657	△7,457
投資その他の資産合計	248,078	239,672
固定資産合計	5,913,453	5,554,773
資産合計	7,947,617	7,781,820

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	62,891	59,885
短期借入金	630,000	630,000
1年内償還予定の社債	96,000	110,000
1年内返済予定の長期借入金	520,771	668,624
未払法人税等	116,984	245,763
賞与引当金	37,717	46,534
その他	396,508	379,176
流動負債合計	1,860,874	2,139,983
固定負債		
社債	255,000	245,000
長期借入金	3,950,523	3,281,899
繰延税金負債	134,806	112,757
最終処分場維持管理引当金	467,567	471,469
退職給付に係る負債	3,538	—
資産除去債務	97,679	99,771
その他	—	3,030
固定負債合計	4,909,115	4,213,927
負債合計	6,769,989	6,353,911
純資産の部		
株主資本		
資本金	273,640	273,640
資本剰余金	511,447	511,447
利益剰余金	392,540	642,821
株主資本合計	1,177,628	1,427,909
純資産合計	1,177,628	1,427,909
負債純資産合計	7,947,617	7,781,820

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成29年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,288,633
受取手形及び売掛金	457,609
たな卸資産	※ 54,253
その他	228,172
貸倒引当金	△1,334
流動資産合計	2,027,335
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	479,435
機械装置及び運搬具(純額)	488,941
最終処分場(純額)	756,284
土地	787,386
その他(純額)	191,537
有形固定資産合計	2,703,585
無形固定資産	
のれん	2,024,295
施設設置権	340,850
その他	73,030
無形固定資産合計	2,438,176
投資その他の資産	
その他	239,799
貸倒引当金	△6,857
投資その他の資産合計	232,941
固定資産合計	5,374,702
資産合計	7,402,038
負債の部	
流動負債	
買掛金	41,213
短期借入金	530,000
1年内償還予定の社債	106,000
1年内返済予定の長期借入金	705,274
未払法人税等	119,292
賞与引当金	45,809
その他	354,318
流動負債合計	1,901,907
固定負債	
社債	194,000
長期借入金	3,055,937
最終処分場維持管理引当金	472,495
資産除去債務	100,839
その他	102,667
固定負債合計	3,925,939
負債合計	5,827,846
純資産の部	
株主資本	
資本金	273,640
資本剰余金	511,447
利益剰余金	789,103
株主資本合計	1,574,191
純資産合計	1,574,191
負債純資産合計	7,402,038

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	3,164,000	3,833,383
売上原価	2,003,125	2,094,364
売上総利益	1,160,875	1,739,019
販売費及び一般管理費	※1 805,130	※1 1,148,247
営業利益	355,745	590,771
営業外収益		
受取利息	3,258	440
受取補償金	—	9,467
固定資産売却益	1,336	33,215
貸倒引当金戻入額	2,696	4,586
その他	1,647	6,019
営業外収益合計	8,939	53,729
営業外費用		
支払利息	33,499	50,113
その他	5,052	3,706
営業外費用合計	38,551	53,820
経常利益	326,133	590,680
特別損失		
減損損失	※2 217,078	—
特別損失合計	217,078	—
税金等調整前当期純利益	109,054	590,680
法人税、住民税及び事業税	102,654	325,116
法人税等調整額	△40,388	△21,634
法人税等合計	62,266	303,482
当期純利益	46,788	287,198
親会社株主に帰属する当期純利益	46,788	287,198

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	46,788	287,198
包括利益	46,788	287,198
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	46,788	287,198

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
売上高	1,958,431
売上原価	1,016,843
売上総利益	941,588
販売費及び一般管理費	※ 586,381
営業利益	355,206
営業外収益	
受取利息	123
固定資産売却益	3,332
物品売却益	2,852
その他	1,440
営業外収益合計	7,749
営業外費用	
支払利息	22,788
その他	2,098
営業外費用合計	24,886
経常利益	338,069
税金等調整前四半期純利益	338,069
法人税等	154,869
四半期純利益	183,199
親会社株主に帰属する四半期純利益	183,199

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期純利益	183,199
四半期包括利益	183,199
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	183,199

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	273,640	511,447	382,670	1,167,757	1,167,757
当期変動額					
剰余金の配当			△36,918	△36,918	△36,918
親会社株主に帰属する 当期純利益			46,788	46,788	46,788
当期変動額合計	—	—	9,870	9,870	9,870
当期末残高	273,640	511,447	392,540	1,177,628	1,177,628

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	273,640	511,447	392,540	1,177,628	1,177,628
当期変動額					
剰余金の配当			△36,918	△36,918	△36,918
親会社株主に帰属する 当期純利益			287,198	287,198	287,198
当期変動額合計	—	—	250,280	250,280	250,280
当期末残高	273,640	511,447	642,821	1,427,909	1,427,909

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	109,054	590,680
減価償却費	212,981	341,198
減損損失	217,078	—
のれん償却額	26,080	250,425
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,858	△4,593
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,300	8,817
最終処分場維持管理引当金の増減額 (△は減少)	3,868	3,901
受取利息及び受取配当金	△3,258	△440
支払利息	33,499	50,113
固定資産売却損益 (△は益)	△1,336	△33,215
売上債権の増減額 (△は増加)	△72,894	1,216
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,378	1,980
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△99,741	62,460
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,831	△3,006
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△19,500	△11,865
その他	3,522	45,225
小計	409,648	1,302,898
利息及び配当金の受取額	3,258	440
利息の支払額	△32,294	△47,842
法人税等の支払額	△26,422	△207,263
補償金の受取額	—	9,722
営業活動によるキャッシュ・フロー	354,189	1,057,955
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	24,003	—
有形固定資産の取得による支出	△132,164	△305,258
有形固定資産の売却による収入	4,099	43,647
無形固定資産の取得による支出	△11,740	△5,356
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	※2 △2,184,633	—
貸付けによる支出	△900,155	△260
その他	4,491	△1,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,196,099	△268,663
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	150,000	—
長期借入れによる収入	3,648,000	—
長期借入金の返済による支出	△472,018	△520,771
社債の発行による収入	196,477	98,386
社債の償還による支出	△122,000	△96,000
配当金の支払額	△36,918	△36,918
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,363,541	△555,302
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	521,631	233,990
現金及び現金同等物の期首残高	719,882	1,241,514
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,241,514	※1 1,475,504

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成29年4月1日
至 平成29年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	338,069
減価償却費	170,104
のれん償却額	125,212
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	100
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△725
最終処分場維持管理引当金の増減額 (△は減少)	1,026
受取利息及び受取配当金	△123
支払利息	22,788
固定資産売却損益 (△は益)	△3,332
売上債権の増減額 (△は増加)	△37,392
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,853
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	36,323
仕入債務の増減額 (△は減少)	△18,671
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△16,784
その他	6,536
小計	621,278
利息及び配当金の受取額	123
利息の支払額	△21,713
法人税等の支払額	△269,355
営業活動によるキャッシュ・フロー	330,333
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△137,954
有形固定資産の売却による収入	3,240
無形固定資産の取得による支出	△5,424
その他	4,164
投資活動によるキャッシュ・フロー	△135,973
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△100,000
長期借入れによる収入	150,000
長期借入金の返済による支出	△339,312
社債の償還による支出	△55,000
配当金の支払額	△36,918
財務活動によるキャッシュ・フロー	△381,230
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△186,870
現金及び現金同等物の期首残高	1,475,504
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,288,633

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

㈱三晃

㈱ミダックはまな

上記のうち、㈱ミダックはまなについては、当連結会計年度より、株式の取得に伴い連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。また、同社は翌連結会計年度の売上高、当期純損益及び利益剰余金等に重要な影響を及ぼします。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法(ただし、最終処分場、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～38年
機械装置及び運搬具	5～17年
最終処分場	10年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、10年間及び11年間で均等償却しております。施設設置権は10年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、10年間及び11年間の定額法により償却を行っております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- イ 最終処分場の会計処理
最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。
- ロ 施設設置権の会計処理
施設設置権勘定については、新規に同等の最終処分場を取得した場合の土地の選定、住民交渉、許認可取得及び建設等に係る時間価値を算定し、平成28年3月31日の企業結合により取得した最終処分場の経済的便益との差額を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。
- ハ 営業手数料収入の会計処理
廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。
- ニ 社債発行費の会計処理
支出時に全額費用として処理しております。
- ホ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

㈱三晃

㈱ミダックはまな

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法(ただし、最終処分場、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～38年
機械装置及び運搬具	5～17年
最終処分場	10年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、10年間及び11年間で均等償却しております。施設設置権については、10年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間及び11年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 最終処分場の会計処理

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ロ 施設設置権の会計処理

施設設置権勘定については、新規に同等の最終処分場を取得した場合の土地の選定、住民交渉、許認可取得及び建設等に係る時間価値を算定し、平成28年3月31日の企業結合により取得した最終処分場の経済的便益との差額を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ハ 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

ニ 社債発行費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

ホ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」

(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による影響額は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
商品	1,636千円	1,790千円
仕掛品	6,138	4,586
原材料及び貯蔵品	46,606	46,023
計	54,380	52,400

※2 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物及び構築物	－千円	9,722千円
機械装置及び運搬具	5,659	5,659
計	5,659	15,381

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため前連結会計年度は取引銀行8行、当連結会計年度は取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
当座貸越極度額	1,300,000千円	1,400,000千円
借入実行残高	630,000	630,000
差引額	670,000	770,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給料手当及び賞与	356,299千円	382,619千円
賞与引当金繰入額	11,141	13,049
退職給付費用	3,697	4,727
減価償却費	34,278	85,938
のれん償却額	26,080	250,425
支払手数料	92,907	102,464

※2 減損損失

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県豊橋市 豊橋事業所	破碎選別混練施設	建物及び土地等

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、減損の兆候がありました破碎選別混練施設の資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(217,078千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物64,915千円、機械装置及び運搬具16,634千円、土地133,508千円及びその他2,021千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価額により評価しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,153	—	—	6,153
合計	6,153	—	—	6,153
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	36,918	6,000	平成27年3月31日	平成27年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	36,918	利益剰余金	6,000	平成28年3月31日	平成28年6月22日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,153	—	—	6,153
合計	6,153	—	—	6,153
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	36,918	6,000	平成28年3月31日	平成28年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	36,918	利益剰余金	6,000	平成29年3月31日	平成29年6月23日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	1,241,514千円	1,475,504千円
現金及び現金同等物	1,241,514	1,475,504

※2 前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度に株式の取得により新たな連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の取得により新たに株式会社ミダックはまなを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の
内訳並びに株式会社ミダックはまな株式の取得価額と株式会社ミダックはまな取得のための支出（純
額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	226,165千円
固定資産	1,302,478
のれん	2,243,449
流動負債	△56,187
固定負債	△1,372,906
株式会社ミダックはまなの取得価額	2,343,000
株式会社ミダックはまなの現金及び現金同等物	△158,366
差引：株式会社ミダックはまな取得のための支出	2,184,633

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

社債及び借入金のうち、短期借入金は、主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、1年内返済予定の長期借入金、1年内償還予定の社債、社債及び長期借入金は、主に子会社株式の取得、長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,241,514	1,241,514	—
(2) 受取手形及び売掛金	421,433	421,433	—
資産計	1,662,947	1,662,947	—
(1) 買掛金	62,891	62,891	—
(2) 短期借入金	630,000	630,000	—
(3) 1年内償還予定の社債	96,000	96,217	217
(4) 1年内返済予定の長期借入金	520,771	521,390	619
(5) 未払法人税等	116,984	116,984	—
(6) 社債	255,000	255,697	697
(7) 長期借入金	3,950,523	3,958,132	7,609
負債計	5,632,170	5,641,314	9,143

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、(4) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 社債、(7) 長期借入金

これらの時価は元利金の合計額を当該社債及び借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,241,514	—	—	—
受取手形及び売掛金	421,433	—	—	—
合計	1,662,947	—	—	—

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	630,000	—	—	—	—	—
社債	96,000	96,000	61,000	34,000	34,000	30,000
長期借入金	520,771	668,624	630,428	533,539	426,070	1,691,862
合計	1,246,771	764,624	691,428	567,539	460,070	1,721,862

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

社債及び借入金のうち、短期借入金は、主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、1年内返済予定の長期借入金、1年内償還予定の社債、社債及び長期借入金は、主に子会社株式の取得、長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,475,504	1,475,504	—
(2) 受取手形及び売掛金	420,217	420,217	—
資産計	1,895,721	1,895,721	—
(1) 買掛金	59,885	59,885	—
(2) 短期借入金	630,000	630,000	—
(3) 1年内償還予定の社債	110,000	110,245	245
(4) 1年内返済予定の長期借入金	668,624	669,407	783
(5) 未払法人税等	245,763	245,763	—
(6) 社債	245,000	245,693	693
(7) 長期借入金	3,281,899	3,286,682	4,783
負債計	5,241,171	5,247,677	6,506

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、(4) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 社債、(7) 長期借入金

これらの時価は元利金の合計額を当該社債及び借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,475,504	—	—	—
受取手形及び売掛金	420,217	—	—	—
合計	1,895,721	—	—	—

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	630,000	—	—	—	—	—
社債	110,000	75,000	48,000	48,000	28,000	46,000
長期借入金	668,624	630,428	533,539	426,070	361,032	1,330,830
合計	1,408,624	705,428	581,539	474,070	389,032	1,376,830

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、連結子会社は、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度を採用しております。なお、当連結会計年度中に一部の連結子会社で採用していた中小企業退職金共済制度を廃止しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	— 千円
連結の範囲の変更に伴う増加額	3,538
退職給付に係る負債の期末残高	3,538

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	11,235千円
年金資産	△7,697
	3,538
非積立型制度の退職給付債務	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,538
退職給付に係る負債	3,538
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,538

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は10,304千円であります。

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、特定退職金共済制度を採用しております。なお、当連結会計年度中に一部の連結子会社で採用していた特定退職金共済制度を廃止しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	3,538千円
退職給付の支払額	△3,538
退職給付に係る負債の期末残高	—

3. 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は12,208千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年3月ストック・オプション(第1回)	平成18年3月ストック・オプション(第2回)	平成18年12月ストック・オプション(第3回)	平成20年11月ストック・オプション(第4回)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員17名 当社子会社の取締役7名 当社子会社の従業員13名	当社監査役3名	当社取締役3名 当社従業員9名 当社子会社の取締役7名 当社子会社の従業員25名	当社取締役1名 当社子会社の従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 99,500株	普通株式 10,000株	普通株式 85,000株	普通株式 18,500株
付与日	平成18年3月9日	平成18年3月9日	平成18年12月28日	平成20年11月26日
権利確定条件	付与日(平成18年3月9日)以降、権利確定日(株式がいずれかの証券取引所に上場した日の6ヶ月経過後)まで継続して勤務していること。	同左	付与日(平成18年12月28日)以降、権利確定日(株式がいずれかの証券取引所に上場した日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年11月26日)以降、権利確定日(株式がいずれかの証券取引所に上場した日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与日(平成18年3月9日)以降、権利確定日(株式がいずれかの証券取引所に上場した日の6ヶ月経過後)まで。	同左	付与日(平成18年12月28日)以降、権利確定日(株式がいずれかの証券取引所に上場した日)まで。	付与日(平成20年11月26日)以降、権利確定日(株式がいずれかの証券取引所に上場した日)まで。
権利行使期間	自 平成20年3月10日 至 平成28年3月9日	同左	自 平成20年12月21日 至 平成28年12月20日	自 平成22年11月27日 至 平成30年11月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年7月31日付株式分割(普通株式1株につき500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成18年3月ストック・オプション（第1回）	平成18年3月ストック・オプション（第2回）	平成18年12月ストック・オプション（第3回）	平成20年11月ストック・オプション（第4回）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	72,000	5,000	70,500	16,500
付与	-	-	-	-
失効	72,000	5,000	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	70,500	16,500
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

（注）平成29年7月31日付株式分割（普通株式1株につき500株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成18年3月ストック・オプション（第1回）	平成18年3月ストック・オプション（第2回）	平成18年12月ストック・オプション（第3回）	平成20年11月ストック・オプション（第4回）
権利行使価格（円）	160	160	640	720
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

（注）平成29年7月31日付株式分割（普通株式1株につき500株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は非上場であるため、ストックオプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、株式の評価額を類似業種比準価額方式及び純資産価額方式の折衷法により算定した自社の株式評価額から行使価格を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

当連結会計年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額は5,640千円であります。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における公正な評価額

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成18年12月ストック・オプション（第3回）	平成20年11月ストック・オプション（第4回）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員9名 当社子会社の取締役7名 当社子会社の従業員25名	当社取締役1名 当社子会社の従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）	普通株式 85,000株	普通株式 18,500株
付与日	平成18年12月28日	平成20年11月26日
権利確定条件	付与日（平成18年12月28日）以降、権利確定日（株式がいずれかの証券取引所に上場した日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成20年11月26日）以降、権利確定日（株式がいずれかの証券取引所に上場した日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与日（平成18年12月28日）以降、権利確定日（株式がいずれかの証券取引所に上場した日）まで。	付与日（平成20年11月26日）以降、権利確定日（株式がいずれかの証券取引所に上場した日）まで。
権利行使期間	自 平成20年12月21日 至 平成28年12月20日	自 平成22年11月27日 至 平成30年11月26日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年7月31日付株式分割（普通株式1株につき500株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成18年12月ストック・オプション（第3回）	平成20年11月ストック・オプション（第4回）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	70,500	16,500
付与	—	—
失効	70,500	—
権利確定	—	—
未確定残	—	16,500
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成29年7月31日付株式分割（普通株式1株につき500株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成18年12月ストック・オプション（第3回）	平成20年11月ストック・オプション（第4回）
権利行使価格（円）	640	720
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(注) 平成29年7月31日付株式分割（普通株式1株につき500株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は非上場であるため、ストックオプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、株式の評価額を類似業種比準価額方式及び純資産価額方式の折衷法により算定した自社の株式評価額から行使価格を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

当連結会計年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額は0円であります。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における公正な評価額

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	65,493千円
貸倒引当金	3,801
賞与引当金	11,416
退職給付に係る負債	1,196
最終処分場維持管理引当金	142,779
土地時価評価差額	83,812
減損損失	143,736
資産除去債務	29,274
その他	28,330
繰延税金資産小計	509,839
評価性引当額	△390,698
繰延税金資産合計	119,141
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,925
施設設置権に対応する償却費用	△134,806
繰延税金負債合計	△137,732
繰延税金負債の純額	△18,590

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産—繰延税金資産	40,143千円
固定資産—繰延税金資産	76,072千円
固定負債—繰延税金負債	△134,806千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	32.3%
(調整)	
のれん償却額	7.7
税額控除額	△0.3
住民税均等割	1.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.4
留保金課税額	4.8
評価性引当額の増減	2.4
連結子会社との税率差異	1.2
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は当連結会計年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.0%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、29.7%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額が5,929千円減少しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	49,346千円
貸倒引当金	2,424
賞与引当金	14,118
最終処分場維持管理引当金	141,498
土地時価評価差額	83,812
減損損失	157,774
資産除去債務	29,901
その他	45,465
繰延税金資産小計	524,343
評価性引当額	△406,192
繰延税金資産合計	118,150
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,349
施設設置権に対応する償却費用	△112,757
繰延税金負債合計	△115,107
繰延税金資産の純額	3,043

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	50,926千円
固定資産－繰延税金資産	64,874千円
固定負債－繰延税金負債	△112,757千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	30.0%
(調整)	
のれん償却額	12.7
税額控除額	△1.9
住民税均等割	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1
留保金課税額	3.6
評価性引当額の増減	3.3
連結子会社との税率差異	3.5
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.4

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社三生開発
事業の内容 廃棄物処分事業

(2) 企業結合を行った主な理由

収集運搬から中間処理、そして最終処分までの廃棄物一貫処理体制を強化することにより、廃棄物処分事業の競争力を高めるため。

(3) 企業結合日

平成28年3月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社ミダックはまな

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式会社三生開発の全株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年3月31日をみなし取得日としているため、被取得企業の業績は連結財務諸表に含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	2,343,000千円
取得原価		2,343,000

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

財務デューデリジェンス、法務デューデリジェンス及び市場調査等に対する報酬、手数料等 11,406千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

2,243,449千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	226,165千円
固定資産	1,302,478
資産合計	1,528,643
流動負債	56,187
固定負債	1,372,906
負債合計	1,429,093

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

被取得企業が連結会計年度に決算日の変更を行っており、影響額の算定が困難であるため、記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建設リサイクル法及びダイオキシン類対策特別措置法等に基づく中間処理施設閉鎖費用であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を20年～31年と見積り、割引率は2.1%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	95,631千円
時の経過による調整額	2,048
期末残高	97,679

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建設リサイクル法及びダイオキシン類対策特別措置法等に基づく中間処理施設閉鎖費用であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を20年～31年と見積り、割引率は2.1%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	97,679千円
時の経過による調整額	2,091
期末残高	99,771

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「廃棄物処理事業」、「収集運搬事業」及び「仲介管理事業」の3つを報告セグメントとしております。

「廃棄物処理事業」は、企業から排出される汚泥等の凝集沈殿、中和処理や燃え殻、ばいじん等の選別、混練処理等により産業廃棄物の無害化処理を行ったり、環境負荷を低減する方法により、企業や地方公共団体等から排出される産業廃棄物、一般廃棄物等の総合的な焼却処理を行っております。

「収集運搬事業」は、企業の工場、オフィス等から排出される産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬を行っております。

「仲介管理事業」は他の廃棄物処理業者とのネットワークを構築する中で、当社の営業力を活用し、当該処理業者が求める廃棄物(排出事業者)を紹介しております。また、当該取引における事務を代行するというサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、当社の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に基づいております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,217,740	714,873	231,386	3,164,000	—	3,164,000
セグメント間の内部売上高又は振替高	28,056	—	77	28,134	△28,134	—
計	2,245,797	714,873	231,464	3,192,135	△28,134	3,164,000
セグメント利益	473,580	166,695	128,155	768,430	△412,684	355,745
セグメント資産	5,527,794	157,832	364,555	6,050,182	1,897,435	7,947,617
その他の項目						
減価償却費	133,971	45,462	7,963	187,397	25,583	212,981
のれん償却額	26,080	—	—	26,080	—	26,080
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,564,898	36,177	4,345	3,605,422	48,660	3,654,082

(注) 1. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額3,456,164千円を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント利益 (単位：千円)

	当連結会計年度
セグメント間取引消去	1,050
全社費用※	△413,734
合計	△412,684

※全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産 (単位：千円)

	当連結会計年度
全社資産※	1,897,435
合計	1,897,435

※全社資産は、報告セグメントに帰属しない主に現金及び預金等であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に建設仮勘定及びソフトウェアの設備投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「廃棄物処分事業」、「収集運搬事業」及び「仲介管理事業」の3つを報告セグメントとしております。

「廃棄物処分事業」は、企業から排出される汚泥等の凝集沈殿、中和処理や燃え殻、ばいじん等の選別、混練処理等により産業廃棄物の無害化処理を行ったり、環境負荷を低減する方法により、企業や地方公共団体等から排出される産業廃棄物、一般廃棄物等の総合的な焼却処理を行っております。また、リサイクル処理が困難な廃棄物や、リサイクル処理工程から排出される残渣などは、最終処分場にて処理を行っております。

「収集運搬事業」は、企業の工場、オフィス等から排出される産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬を行っております。

「仲介管理事業」は他の廃棄物処理業者とのネットワークを構築する中で、当社の営業力を活用し、当該処理業者が求める廃棄物（排出事業者）を紹介しております。また、当該取引における事務を代行するというサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、当社の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に基づいております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,936,556	703,501	193,325	3,833,383	—	3,833,383
セグメント間の内部売上高又は振替高	193,192	132	62,634	255,959	△255,959	—
計	3,129,749	703,633	255,960	4,089,343	△255,959	3,833,383
セグメント利益	728,099	159,944	130,451	1,018,494	△427,722	590,771
セグメント資産	5,227,172	129,369	311,024	5,667,566	2,114,254	7,781,820
その他の項目						
減価償却費	249,390	51,383	7,456	308,229	32,968	341,198
のれん償却額	250,425	—	—	250,425	—	250,425
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	213,577	65,525	8,277	287,380	18,493	305,874

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント利益 (単位：千円)

	当連結会計年度
セグメント間取引消去	11,545
全社費用※	△439,268
合計	△427,722

※全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産 (単位：千円)

	当連結会計年度
全社資産※	2,114,254
合計	2,114,254

※全社資産は、報告セグメントに帰属しない主に現金及び預金等であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に建設仮勘定及びソフトウェアの設備投資額であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	合計
外部顧客への売上高	2,217,740	714,873	231,386	3,164,000

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	合計
外部顧客への売上高	2,936,556	703,501	193,325	3,833,383

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	合計
減損損失	217,078	—	—	217,078

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	全社・消去	合計
当期償却額	26,080	—	—	—	26,080
当期末残高	2,399,934	—	—	—	2,399,934

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	全社・消去	合計
当期償却額	250,425	—	—	—	250,425
当期末残高	2,149,508	—	—	—	2,149,508

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	382.78円
1株当たり当期純利益金額	15.21円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	46,788
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	46,788
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,076,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数174個)。詳細は、「第5経理の状況 注記事項 ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	464.13円
1株当たり当期純利益金額	93.35円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	287,198
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	287,198
普通株式の期中平均株式数（株）	3,076,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数33個）。詳細は、「第5経理の状況 注記事項 ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、平成29年7月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年7月31日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年7月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき500株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,153株
今回の分割により増加する株式数	3,070,347株
株式分割後の発行済株式総数	3,076,500株
株式分割後の発行可能株式総数	12,300,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年7月31日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)	
商品	1,815千円
仕掛品	5,947
原材料及び貯蔵品	46,490
計	54,253

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
給料手当及び賞与	184,196千円
賞与引当金繰入額	13,091
退職給付費用	2,016
のれん償却額	125,212

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
現金及び預金勘定	1,288,633千円
現金及び現金同等物	1,288,633

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	36,918	6,000	平成29年3月31日	平成29年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	廃棄物処分	収集運搬	仲介管理	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,523,383	342,430	92,618	1,958,431	—	1,958,431
セグメント間の内部売上高 又は振替高	87,133	72	38,777	125,983	△125,983	—
計	1,610,517	342,502	131,395	2,084,415	△125,983	1,958,431
セグメント利益	440,952	72,578	59,667	573,198	△217,991	355,206

(注) 1. セグメント利益の調整額△217,991千円は、セグメント間取引消去13,242千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△231,234千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	59.55円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	183,199
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	183,199
普通株式の期中平均株式数(株)	3,076,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ミダック	第5回無担保社債	平成23年 9月26日	111,000	69,000 (42,000)	0.6	なし	平成30年 9月26日
(株)ミダック	第6回無担保社債	平成25年 3月25日	40,000	20,000 (20,000)	0.6	なし	平成30年 3月23日
(株)ミダック	第7回無担保社債	平成28年 3月25日	100,000	80,000 (20,000)	0.3	なし	平成33年 3月25日
(株)ミダック	第8回無担保社債	平成28年 3月25日	100,000	86,000 (14,000)	0.1	なし	平成35年 3月24日
(株)ミダック	第9回無担保社債	平成28年 10月25日	—	100,000 (14,000)	0.2	なし	平成35年 10月25日
合計	—	—	351,000	355,000 (110,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
110,000	75,000	48,000	48,000	28,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	630,000	630,000	0.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	520,771	668,624	1.0	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,950,523	3,281,899	1.0	平成30年～37年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	5,101,294	4,580,523	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	630,428	533,539	426,070	361,032

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
建設リサイクル法に基づくもの	1,237	28	—	1,265
ダイオキシン類対策特別措置法等に基づくもの	96,441	2,063	—	98,505

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	906,487	754,134
受取手形	35,326	32,453
売掛金	321,682	295,621
たな卸資産	※1 51,242	※1 49,498
前払費用	22,338	21,167
繰延税金資産	21,566	21,308
その他	268,056	248,586
貸倒引当金	△4,027	△634
流動資産合計	1,622,672	1,422,135
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	438,310	414,307
構築物（純額）	67,482	※2 60,125
機械及び装置（純額）	※2 447,191	※2 424,675
車両運搬具（純額）	※2 46,367	※2 62,665
工具、器具及び備品（純額）	31,914	35,511
土地	680,787	680,787
建設仮勘定	129,548	132,096
有形固定資産合計	1,841,602	1,810,167
無形固定資産		
のれん	156,484	130,404
ソフトウェア	95,884	78,914
その他	4,320	0
無形固定資産合計	256,688	209,318
投資その他の資産		
関係会社株式	2,644,513	2,644,513
出資金	1,000	1,000
長期貸付金	8,657	7,457
関係会社長期貸付金	900,000	850,000
長期前払費用	4,189	7,575
繰延税金資産	25,586	26,528
その他	77,100	80,522
貸倒引当金	△8,657	△7,457
投資その他の資産合計	3,652,390	3,610,140
固定資産合計	5,750,682	5,629,627
資産合計	7,373,354	7,051,763

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	87,873	77,237
短期借入金	630,000	630,000
1年内償還予定の社債	96,000	110,000
1年内返済予定の長期借入金	520,771	668,624
未払金	256,589	236,610
未払費用	86,905	83,604
未払法人税等	91,600	65,117
預り金	2,688	2,516
賞与引当金	34,779	42,046
その他	46,738	27,139
流動負債合計	1,853,946	1,942,897
固定負債		
社債	255,000	245,000
長期借入金	3,950,523	3,281,899
最終処分場維持管理引当金	133,064	121,156
資産除去債務	97,679	99,771
その他	—	30
固定負債合計	4,436,266	3,747,857
負債合計	6,290,212	5,690,754
純資産の部		
株主資本		
資本金	273,640	273,640
資本剰余金		
資本準備金	296,420	296,420
その他資本剰余金	215,027	215,027
資本剰余金合計	511,447	511,447
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	100,000	100,000
繰越利益剰余金	195,554	473,421
利益剰余金合計	298,054	575,921
株主資本合計	1,083,141	1,361,008
純資産合計	1,083,141	1,361,008
負債純資産合計	7,373,354	7,051,763

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	3,030,405	3,149,406
売上原価		
処理売上原価	1,950,161	1,971,327
商品売上原価		
商品期首たな卸高	1,674	1,357
当期商品仕入高	8,632	9,604
合計	10,307	10,962
商品期末たな卸高	1,357	1,473
商品売上原価	8,949	9,489
売上原価合計	1,959,111	1,980,816
売上総利益	1,071,293	1,168,589
販売費及び一般管理費	※2 778,978	※2 822,365
営業利益	292,315	346,223
営業外収益		
受取利息	※1 3,251	※1 9,140
受取配当金	8	※1 100,008
受取手数料	1,791	5,203
貸倒引当金戻入額	2,696	4,586
最終処分場維持管理引当金戻入額	—	9,092
固定資産売却益	1,336	2,605
その他	717	16,005
営業外収益合計	9,802	146,641
営業外費用		
支払利息	32,097	48,814
社債利息	1,402	1,299
その他	5,052	3,462
営業外費用合計	38,551	53,576
経常利益	263,565	439,289
特別損失		
減損損失	217,078	—
特別損失合計	217,078	—
税引前当期純利益	46,487	439,289
法人税、住民税及び事業税	102,533	125,189
法人税等調整額	△8,413	△684
法人税等合計	94,120	124,504
当期純利益又は当期純損失(△)	△47,633	314,784

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	273,640	296,420	215,027	511,447	2,500	100,000	280,105	382,605	1,167,693	1,167,693
当期変動額										
剰余金の配当							△36,918	△36,918	△36,918	△36,918
当期純損失（△）							△47,633	△47,633	△47,633	△47,633
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△84,551	△84,551	△84,551	△84,551
当期末残高	273,640	296,420	215,027	511,447	2,500	100,000	195,554	298,054	1,083,141	1,083,141

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	273,640	296,420	215,027	511,447	2,500	100,000	195,554	298,054	1,083,141	1,083,141
当期変動額										
剰余金の配当							△36,918	△36,918	△36,918	△36,918
当期純利益							314,784	314,784	314,784	314,784
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	277,866	277,866	277,866	277,866
当期末残高	273,640	296,420	215,027	511,447	2,500	100,000	473,421	575,921	1,361,008	1,361,008

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～38年
機械及び装置	5～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、11年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当事業年度負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

(2) 社債発行費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～38年
機械及び装置	5～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、11年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当事業年度負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

(2) 社債発行費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による影響額は軽微であります。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を
当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
商品	1,357千円	1,473千円
仕掛品	6,035	4,586
原材料及び貯蔵品	43,849	43,439
計	51,242	49,498

※2 当事業年度において、国庫補助金の受入れにより、構築物について9,722千円の圧縮記帳を行いました。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
構築物	一千円	9,722千円
機械及び装置	2,259	2,259
車両運搬具	3,400	3,400
計	5,659	15,381

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため前事業年度は取引銀行8行、当事業年度は取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
当座貸越極度額	1,300,000千円	1,400,000千円
借入実行残高	630,000	630,000
差引額	670,000	770,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
関係会社からの受取利息	3,032千円	8,938千円
関係会社からの受取配当金	—	100,000

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度97%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給料手当及び賞与	347,725千円	359,298千円
賞与引当金繰入額	10,932	12,352
退職給付費用	3,697	3,897
減価償却費	33,663	40,517
のれん償却額	26,080	26,080
支払手数料	87,777	93,512

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は2,644,513千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は2,644,513千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	3,801千円
賞与引当金	10,423
最終処分場維持管理引当金	55,286
土地時価評価差額	83,812
減損損失	111,015
資産除去債務	29,274
その他	25,501
繰延税金資産小計	319,114
評価性引当額	△269,035
繰延税金資産合計	50,079
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,925
繰延税金負債合計	△2,925
繰延税金資産の純額	47,153

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	21,566千円
固定資産－繰延税金資産	25,586千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	32.3%
(調整)	
のれん償却額	18.1
税額控除額	△0.6
住民税均等割	4.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.4
留保金課税額	11.2
評価性引当額の増減	126.1
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	202.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は当事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.0%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、29.7%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額が3,884千円減少しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,424千円
賞与引当金	12,601
最終処分場維持管理引当金	48,662
土地時価評価差額	83,812
減損損失	114,322
資産除去債務	29,901
その他	22,886
繰延税金資産小計	314,611
評価性引当額	△264,423
繰延税金資産合計	50,187
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,349
繰延税金負債合計	△2,349
繰延税金資産の純額	47,837

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	21,308千円
固定資産－繰延税金資産	26,528千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	30.0%
（調整）	
のれん償却額	1.8
税額控除額	△2.1
住民税均等割	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.8
留保金課税額	4.8
評価性引当額の増減	△1.1
その他	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.3

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、平成29年7月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年7月31日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年7月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき500株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,153株
今回の分割により増加する株式数	3,070,347株
株式分割後の発行済株式総数	3,076,500株
株式分割後の発行可能株式総数	12,300,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年7月31日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりであります。

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	352.07円
1株当たり当期純損失金額	15.48円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	442.39円
1株当たり当期純利益金額	102.32円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,027,817	6,187	2,206	1,031,798	617,491	28,163	414,307
構築物	294,206	5,911	5,648	294,469	234,344	9,078	60,125
機械及び装置	2,241,451	87,582	50,199	2,278,834	1,854,159	84,080	424,675
車両運搬具	591,297	67,529	11,023	647,803	585,138	51,013	62,665
工具、器具及び備品	180,386	21,840	6,881	195,346	159,834	18,226	35,511
土地	680,787	—	—	680,787	—	—	680,787
建設仮勘定	129,548	12,591	10,044	132,096	—	—	132,096
有形固定資産計	5,145,495	201,644	86,003	5,261,135	3,450,967	190,562	1,810,167
無形固定資産							
のれん	286,888	—	—	286,888	156,484	26,080	130,404
ソフトウェア	121,543	6,540	—	128,083	49,168	23,509	78,914
その他	4,320	1,566	5,886	0	—	—	0
無形固定資産計	412,751	8,106	5,886	414,971	205,653	49,590	209,318
長期前払費用	4,189	7,125	3,739	7,575	—	—	7,575

(注) 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置の増加 焼却関連設備の取得 62,240千円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,684	634	7	5,220	8,091
賞与引当金	34,779	42,046	34,779	—	42,046
最終処分場維持管理引当金	133,064	—	2,815	9,092	121,156

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 最終処分場維持管理引当金の「当期減少額(その他)」は、将来発生費用の見積額の減少による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告としております。ただし、やむを得ない事由より、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.midac.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社名古屋証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年6月19日	名古屋投資育成第1号投資事業有限責任組合代表取締役高橋治朗	名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	当社の株主	熊谷 裕之	浜松市中区	特別利害関係者等(当社の専務取締役)	15	2,760,000 (184,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成27年6月19日	名古屋投資育成第1号投資事業有限責任組合代表取締役高橋治朗	名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	当社の株主	高橋 由起子	浜松市中区	特別利害関係者等(当社の専務取締役の二親等以内の血族)	15	2,760,000 (184,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成28年9月28日	名古屋投資育成第2号投資事業有限責任組合代表取締役高橋治朗	名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	特別利害関係者等(大株主上位10名)	加藤 恵子	浜松市中区	特別利害関係者等(当社の取締役)	35	8,190,000 (234,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成28年9月28日	名古屋投資育成第2号投資事業有限責任組合代表取締役高橋治朗	名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	特別利害関係者等(大株主上位10名)	高橋 由起子	浜松市中区	特別利害関係者等(当社の専務取締役の二親等以内の血族)	30	7,020,000 (234,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成28年9月28日	名古屋投資育成第2号投資事業有限責任組合代表取締役高橋治朗	名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	特別利害関係者等(大株主上位10名)	熊谷 裕之	浜松市中区	特別利害関係者等(当社の専務取締役)	25	5,850,000 (234,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成28年9月28日	名古屋投資育成第2号投資事業有限責任組合代表取締役高橋治朗	名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	特別利害関係者等(大株主上位10名)	高田 廣明	浜松市中区	特別利害関係者等(当社の取締役)	10	2,340,000 (234,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成29年6月2日	熊谷 裕之	浜松市中区	特別利害関係者等(当社の専務取締役)	株式会社フォンスアセットマネジメント代表取締役熊谷裕之	浜松市中区板屋町2番地	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	1,300	304,200,000 (234,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成29年6月2日	高橋 由起子	浜松市中区	特別利害関係者等(当社の専務取締役の二親等以内の血族)	株式会社フォンスアセットマネジメント代表取締役熊谷裕之	浜松市中区板屋町2番地	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	700	163,800,000 (234,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による
平成29年6月2日	熊谷 勝弘	浜松市東区	特別利害関係者等(当社の専務取締役の二親等以内の血族)	株式会社フォンスアセットマネジメント代表取締役熊谷裕之	浜松市中区板屋町2番地	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	100	23,400,000 (234,000) (注)4 (注)5	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、名古屋証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社名古屋証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「上場前公募等規則」という。）第23条及び「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」（以下「上場前公募等規則の取扱い」という。）第19条の規定に基づき、特別利害関係者等が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱

- い要領2.(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、上場前公募等規則第24条及び上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は、平成27年度は株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング、平成28年度はジョス税理士法人に株価算定を依頼し、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は株主分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社フォンスアセット マネジメント (注3, 8)	浜松市中区板屋町2	1,050,000	33.95
熊谷 勝弘 (注3, 7)	浜松市東区	736,000	23.80
ミダック従業員持株会 (注3)	浜松市東区有玉南町2163	211,500	6.84
熊谷 裕之 (注3, 4)	浜松市中区	194,500	6.29
高橋 由起子 (注3, 7)	浜松市中区	190,000	6.14
矢板橋 一志 (注2, 3)	浜松市中区	182,500	5.90
名古屋中小企業投資育成(株) (注3)	名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	75,000	2.42
(株)三菱東京UFJ銀行 (注3)	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	75,000	2.42
(株)静岡銀行 (注3)	静岡市葵区呉服町1丁目10	65,000	2.10
浜松信用金庫 (注3)	浜松市中区元城町114-8	50,000	1.62
武田 康保 (注5)	浜松市中区	45,500	1.47
加藤 恵子 (注5)	浜松市中区	45,000	1.45
高田 廣明 (注5)	浜松市中区	42,500 (12,500)	1.37 (0.40)
鈴木 隆 (注9)	横浜市都筑区	23,000	0.74
(株)商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10-17	20,000	0.65
りそなキャピタル(株)	東京都中央区日本橋茅場町1丁目10-5	15,000	0.48
日本アジア投資(株)	東京都千代田区神田錦町3-11	15,000	0.48
山口 晃生 (注9)	浜松市中区	14,000	0.45
鈴木 清彦 (注9)	浜松市浜北区	12,500	0.40
静岡キャピタル5号投資事業有限 責任組合	静岡市清水区草薙北2-1	10,000	0.32
越智 雅彦 (注9)	浜松市中区	5,000	0.16
砂山 伸治 (注9)	浜松市東区	5,000	0.16
井上 正弘 (注6)	浜松市南区	4,000	0.13
木村 清子 (注9)	浜松市中区	3,000	0.10
大石 昌弘 (注9)	名古屋市中千種区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
大柿 太 (注9)	浜松市浜北区	500 (500)	0.02 (0.02)
袴田 悟 (注9)	浜松市浜北区	500 (500)	0.02 (0.02)
美濃部 竜一 (注9)	浜松市中区	500 (500)	0.02 (0.02)
袴田 謙二 (注9)	浜松市東区	500 (500)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
藤原 唯宏 (注9)	浜松市浜北区	500 (500)	0.02 (0.02)
足立 修司 (注9)	浜松市中区	500 (500)	0.02 (0.02)
計	—	3,093,000 (16,500)	100.00 (0.53)

- (注) 1. 株式総数に対する所要株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
 3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 4. 特別利害関係者等 (当社の専務取締役)
 5. 特別利害関係者等 (当社の取締役(監査等委員であるものを除く))
 6. 特別利害関係者等 (当社の監査等委員である取締役)
 7. 特別利害関係者等 (当社の専務取締役熊谷裕之の二親等以内の血族)
 8. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 9. 当社の従業員
 10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数を記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月10日

株式会社 ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 服部 一利 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂部 彰彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月10日

株式会社 ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 服部 一利 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂部 彰彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年11月10日

株式会社 ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷津 良明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成29年11月10日

株式会社 ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 服部 一利 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂部 彰彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダックの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年11月10日

株式会社 ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 服部 一利 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂部 彰彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミダックの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダックの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

